

DISCLOSURE ***2023***

JAあまみのご案内



はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J Aあまみは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、当 J A の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「J A あまみのご案内 2023」を作成いたしました。

皆さまが当 J A の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 5 年 7 月 あまみ農業協同組合

(注)本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。



J A のプロフィール

◇設立	平成 18 年 4 月	◇組合員数	17,628 人
◇本所所在地	大島郡龍郷町	◇役員数	26 人
◇出資金	28 億円	◇職員数	658 人
◇総資産	965 億円	◇支所数	11 支所
◇単体自己資本比率	13.74%		

目次

あいさつ	
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	6
4. 事業の概況（令和4年度）	6
5. 農業振興活動	7
6. 地域貢献情報	8
7. リスク管理の状況	10
8. 自己資本の状況	18
9. 主な事業の内容	19
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	29
2. 損益計算書	31
3. キャッシュ・フロー計算書	33
4. 注記表	34
5. 剰余金処分計算書	43
6. 部門別損益計算書	44
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	45
8. 会計監査人の監査	45
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	46
2. 利益総括表	46
3. 資金運用収支の内訳	47
4. 受取・支払利息の増減額	47
III 事業の概況	
1. 信用事業	49
（1）貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
（2）貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引	
2. 共済取扱実績	55
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	57
(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績	
(2) 受託販売品取扱実績	
(3) 保管倉庫事業取扱実績	
(4) 利用事業取扱実績	
(5) 加工事業取扱実績	
4. 生活その他事業取扱実績	59
(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績	
(2) 介護事業取扱実績	
5. 指導事業	59
IV 経営諸指標	
1. 利益率	60
2. 貯貸率・貯証率	60
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	61
2. 自己資本の充実度に関する事項	63
3. 信用リスクに関する事項	65
4. 信用リスク削減手法に関する事項	68
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	70
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	70
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	70
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	71
9. 金利リスクに関する事項	72

【JAの概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

1. 機構図
2. 役員構成（役員一覧）
3. 会計監査人の名称
4. 組合員数
5. 組合員組織の状況
6. 特定信用事業代理業者の状況
7. 地区一覧
8. 沿革・あゆみ
9. 店舗等のご案内

（別紙）法定開示項目掲載ページ一覧

あいさつ

日頃より、JA事業に格別のご愛顧賜りまして、誠にありがとうございます。

令和4年度を振り返りますと、ロシアのウクライナ侵攻が長期化するなか、日本の農業や食料安全保障にも大きな影響が出ています。肥料や飼料の国際相場が高騰し、ハウス資材など幅広い農業資材価格の高騰が止まらず、農業経営を圧迫しています。国際貿易交渉をめぐる情勢について、国際貿易協定も進展しており、関税削減による国内農業生産への影響も懸念されます。

日本国内に目を向けますと、政府は、令和12年には食料自給率45%を掲げ、農林水産物の輸出額についても5兆円を目指すとしております。鹿児島県については全国第2位の産出額を誇る農業県であり、令和7年度には農業産出額5,000億円、輸出額159億円を掲げております。

しかしながら、ウクライナ情勢が長期化するなか、世界的な食糧不足や世界規模での自然災害の頻発・激甚化、新型コロナウイルス感染症の流行など、食料安全保障も課題となっており、JAグループといたしましては、安心・安全な国産農畜産物の安定供給を将来にわたって実現するとともに、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に総力を挙げて取り組み、農と地域の結びつきの再構築と、安心して生活できる地域インフラを提供し、「地域活性化」に貢献したいと考えています。

JAあまみにおいても、JAグループと一体となった取り組みを進めるとともに、協同組合の効果を最大限に発揮するため、総合事業経営を継続し、健全な事業運営を行うため「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の達成に向け、令和4年度からの新たな中期3か年計画のもと、農業経営支援、生活支援など組合員サービスの維持、向上を図ってまいります。

また、総合事業の強みを活かした地域インフラ機能を有する協同組合組織とし、地域に根差した様々な事業を展開するとともに、支所、事業所を拠点とした地域貢献活動や食農教育活動にも積極的に取り組み、地域の活性化に寄与したいと考えております。組合員の皆様方におかれましては、今後とも協同活動への積極的なご参加とご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に行政をはじめ、関係各機関のご指導・ご支援に深く感謝申し上げますとともに、組合員皆様の今後ますますのご活躍と、ご繁栄をご祈念申し上げ、ごあいさつといたします。

あまみ農業協同組合
代表理事組合長 窪田 博州

1. 経営理念

J Aあまみは、組合員および地域住民のための協同組織金融機関として、以下の3項目を経営理念として定め、社会的責任と公共的使命を自覚し、地域発展の為に尽力します。

J Aあまみの経営理念

1. 私たちJ Aあまみは、安心・安全な農畜産物の供給と地域特性を生かした農業の振興に取り組みます。
2. 私たちJ Aあまみは、自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J Aを健全に経営し信頼を高めます。
3. 私たちJ Aあまみは、地域と共生しその発展に貢献します。

2. 経営方針

◇農業づくり

私たちJ Aあまみは、奄美農業の将来に向けてJ A自己改革の取り組みとして、部会組織等と徹底した話し合いによる「地域営農ビジョン」の着実な実践と、銘柄集約や奨励品目の設定などJ Aグループ一体となった「生産資材コスト削減対策」などに取り組み「農業者の所得向上」と「農業生産の拡大」に努めます。

◇営農指導・販売事業

1. 産地づくり 10年ビジョンの実践

産地づくり 10年ビジョンで設定した主要品目の生産基盤強化と収益性の向上に取り組み、地域全体で農地・農業を守り支える強い農業生産基盤確立に取り組みます。

- (1) 部会組織等と徹底した話し合いによる産地づくり 10年ビジョンの実践に取り組みます。
- (2) 営農指導員の資質向上ならびに人材確保に努め、農業経営の支援体制の整備に取り組みます。
- (3) 青色申告会の機能強化や記帳代行サービスなど営農支援対策に取り組みます。
- (4) 営農支援システムを活用した「声を聴く運動」の強化と実践に取り組みます。
- (5) 営農支援システムを活用し組合員ニーズに即した指導業務の実施に取り組みます。
- (6) 新規就農者への営農指導の拡充や担い手に対するカウンセリングを実施し農業従事者の確保に取り組みます。
- (7) 農家所得安定に向けた「収入保険制度」の普及を推進します。

2. 強い農業生産基盤づくり

奄美の風土を活かした特色ある基幹作物の生産拡大と訪問活動の強化による農家経営効率化に取り組み、農業生産基盤づくりと農家所得向上を推進します。

＜サトウキビ＞

- (1) 農家・糖業振興会・J A 一体となった地力増進(土づくり)、共同防除(ドローンの活用等)による単収向上対策に取り組み、増産目標を上回る生産量の確保に努めます。
- (2) 有望新品種の選定・土づくり・適期管理等の実施による単収向上対策に取り組みます。
- (3) 関係機関一体となって、収入保険制度への加入促進に取り組みます。

＜畜 産＞

- (1) 繁殖雌牛増頭運動を継続実施し、母牛増頭による生産基盤強化及び子牛出荷頭数の増加による収益力強化に取り組みます。
- (2) 肉用牛経営安定対策補完事業、畜産クラスター事業等補助事業の積極的活用を推進します。
- (3) 全共への参加や枝肉研修会等を開催し、子牛品質向上による組合員手取の向上に努めます。
- (4) 家畜市場情報共有化システム(セリセンターシステム・ライブ配信システム)の導入による情報提供の強化に努めます。

＜園 芸＞

- (1) 奄美農産物の統一ブランド化によるオール奄美の販売体制を構築します。
- (2) 共販率向上に農家・J A 一体となって取り組み、産地銘柄の確立と農家所得向上に努めます。
- (3) 高齢農業者の農業への参画を推進し、A コープ「地産・地消」コーナーの充実と農家所得向上対策に取り組みます。
- (4) 生分解性マルチなど省力化資材の活用や、共同防除(ドローン)による労力軽減等により生産基盤強化対策に取り組みます。
- (5) 補助事業活用による施設園芸化を進め生産基盤強化対策に取り組みます。
- (6) 契約取引の拡充による生産者手取の向上・安定化に取り組みます。
- (7) 「食の安心・安全システム」の 100%実践とあまみブランド確立による新たな販売市場の開拓、販売強化に取り組みます。

◇購買事業

1. 農業生産資材コスト削減対策

購買事業の効率化を進めつつ、関係機関と連携を強化し J A グループ一体となった農業生産資材コスト削減対策に取り組み、農家所得向上を推進します。

- (1) 肥料のコスト削減に向け銘柄集約・予約積上げ・受入れ体制の合理化等、組織的な体制整備に向けた検討を実施します。
- (2) 園芸・畜産部門と連携し、土壌診断等の結果に基づいた各種生産資材の提案を実施します。
- (3) 各種要領を最大限活用し、生産資材の価格引き下げに取り組みます。
- (4) バラ飼料タンクの導入支援等による飼料のコスト削減に取り組みます。
- (5) 生産組織部会等を対象とした予約購買の強化に取り組みます。
- (6) 地域特有の課題である物流体制(ストックヤード等)の改善に向けて、地域行政等関係機関と連携し解決策の検討を実施します。

2. 指導購買機能の強化

営農指導部門と購買部門が一体となり、組合員の農家所得向上に向けた、指導購買機能の強化に取り組みます。

- (1) 営農指導員資格取得を奨励し、指導員の資質向上による営農指導力の強化を図ります。
- (2) 畜産飼養管理指導と飼料推進体制の一体化に取り組み、指導購買体制を強化します。
- (3) 農機センターのサービス体制整備・強化に努めます。
- (4) 経済連と連携したドローン等による受託防除事業を実施します。

◇組織生活事業

1. 生活総合事業のサービス強化

Aコープ・SS・LPガス・ルミエール(葬祭)などJA生活事業拠点を核にした地域貢献機能を最大限発揮し、組合員・地域住民への生活総合サービスに取り組みます。

- (1) 店舗利用者懇談会や食育イベントの開催など地域密着型の店舗運営に取り組むとともに、職員の資質向上・キャッシュレス決済への対応強化等によるサービスの向上に努めます。
- (2) 地域住民のニーズの変化(新たな生活様式)に即した生活総合サービスの提供に努めます。
- (3) 宅食便・移動購買等の買物弱者対策の検討を実施します。
- (4) 各種資格取得による接客サービス向上と安全管理対策に取り組みます。

2. JADDOカードの活用

JADDOカード情報を活用した効果的なイベント・キャンペーン活動を展開します。

- (1) 生活事業部門連係による定期的なJADDOカードキャンペーンを展開します。
- (2) 事業別JADDOカード付与ポイントの見直し検討をすすめます。

◇信用事業部門

農業者所得向上への貢献・持続可能な収益基盤の確立の実現と、組合員・利用者の将来の夢や生き方の実現に向けて、農業・くらし・地域における金融仲介機能を発揮し、「強固な経営基盤の確立」および「地域貢献」に取り組みます。

◇共済事業部門

豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりの実現に向け、組合員・地域住民の健康増進・交通安全啓蒙に関する取り組みなどを積極的に実施・支援します。また、広報活動により、JA共済の実現に取り組みます。

◇「地域活性化」への取り組み

総合事業（営農・経済、生活・購買、信用、共済、厚生、旅行、加工等）を通じて、組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を發揮します。

◇健全経営の為の取り組み

「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立、効率的な事業運営による経営基盤の強化並びに内部留保の増強による財務基盤の強化に取り組んでまいります。

加えて、役職員の教育・研修を充実させることで、高い倫理観と強い責任感を持つ職員の育成に努めるとともに、組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくため、「内部統制の適切な運用」「コンプライアンス態勢の強化」「内部監査機能の強化」を図ることで、より健全性の高い経営を確保してまいります。

3. 経営管理体制

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況(令和4年度)

ウクライナ情勢の長期化により世界的に食糧が不足する一方で、農業資材価格の高騰が農業経営を圧迫するとともに、終息の見えない新型コロナウイルス感染の拡大など、令和4年度のJA事業を取り巻く環境は依然として厳しいものでありました。

こうしたなか、令和4年度は中期3か年計画の初年度として「農業生産の拡大」「農業者の所得増大」「地域の活性化」を基本目標とし、各事業本部を拠点とした地域密着型の事業運営に努めました。また、付加資本の増強による自己資本比率の改善に取り組み、併せて事業利益の確保と事業管理費用の抑制に努めました。

当組合の財務状況については、組合員・利用者から信頼される健全な経営基盤の構築に向けて自己資本増強対策(組合員加入促進運動・応益出資促進運動・内部留保)、不良債権の処理に取り組んできたことから、自己資本比率は13.74%(前年度末実績12.85%)、不良債権比率は3.84%(前年度末実績3.89%)となりました。また、経営管理面では、経営基盤強化を図るため、事業・場所別の損益把握を行い、業務の効率化及び経営管理機能の強化に取り組みました。

併せて、リスク管理面では、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、法令等を遵守する職場風土の構築・定着を目指し、役員が先頭に立ってコンプライアンス・プログラムの実践に取り組んでまいりました。

また、組合長に直属した監査室による内部監査を実施するとともに、より健全性の高い信頼される経営の確立を図るため、「内部統制システム基本方針」に基づき、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めました。

この結果、収支面では事業利益で236,144千円(前年度末実績209,760千円)、經常利益で290,691千円(前年度末実績273,722千円)となり、当期剰余金は193,510千円(前年度末実績128,747千円)となりました

5. 農業振興活動

◇安心・安全な食料の供給

環境と調和のとれた農業生産を促進し、消費者に信頼される「安心・安全」な食料の供給に努めるとともに、地域の特性を活かした作物の生産振興ならびに地域農業の活性化に取り組み、食料の自給率向上に努めるため、JAグループと一体となって日本の農業を守る農政運動を展開しています。

◇地域イベントへの参加と広報

農業祭や地域の各種イベント等に積極的に参加・支援を行うとともに、食と農ならびにJAへの理解を深めるため、地域に密着した活動を展開しています。



◇食農教育活動

「食」と「農」の大切さを広げる為、ポテトスクール、アグリカルチャースクール、緑のカーテンプロジェクトなど様々な活動を行っています。



◇地域密着型金融への取組み

(1) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

① 農業関係資金の適切な提供

農業経営にかかる資金について、プロパーの各種農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金などの取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活を支援し、地域活性化に努めています。

② 担い手農家や新規就農者への支援

将来的な地域農業の担い手として関係を再構築、構築すべき農業者等をメイン強化先として選定し訪問活動などより得た情報を基に資金提案などを行っています。

また、新規に農業に就農する先に対しては、経営と生活をサポートするため、就農支援資金などを受け付けております。

(2) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

① 農業経営の安定や農業生産基盤の維持のため、農家経営の改善への取組み支援・農家経営の再建が可能な先への支援など取り組んでいます。

② 農産物の価格低迷などにより経営不振となった農業者に対しては、経営再建

を支援するため、負債整理資金などによる返済負担の軽減や既存資金の償還期間延長などの条件変更を行って、農業者が営農を持続できるよう取り組んでいます。

- ③ J Aバンクでは、地域の小学生の農業に対する理解を促進する「食農教育応援事業」を実施しており、食農教育補助教材本「農業とわたしたちの暮らし」を管内全小学校に贈呈しました。

◇農業関連融資の状況

鹿児島県や当 J A管内の市町村と協調した制度融資や J Aバンク利子補給・保証料助成を活用した融資など、借入者の負担が少しでも軽減できる融資を取り扱っています。また、農業者のニーズに幅広く対応するため、J Aあまみ独自資金を取り扱っています。

(単位：百万円)

資金名	取扱実績	制度の概要
農業近代化資金	313	農業者等が資本装備の高度化及び経営の近代化を図るために必要な資金を国及び県の助成(利子補給)により低利で融資します。
畜産特別資金	155	固定化負債を有する畜産農家に対し、既存借入金を国・県及び市町村等の利子補給による長期低利資金への借換えと経営財務管理指導により農家の経営安定を図る資金です。
アグリメイク資金	774	組合員が行う地域農業および農村地域の発展に資する前向きな事業に必要な資金を J Aバンク利子補給の活用により低利で融資します。
奄美群島繁殖雌牛導入応援資金	245	奄美群島における肉用牛生産基盤の維持・強化を図るため、肉用牛繁殖経営に必要な繁殖雌牛導入にかかる資金を融資する J Aあまみ独自の資金です。

6. 地域貢献情報

◇社会貢献活動

日本赤十字社の要請を受け、事業本部敷地内において献血活動を行っており、地域住民や職員が積極的に取り組んでいます。また、交通安全協会などが主催する交通安全キャンペーンへ参加し、交通ルール・交通マナー・安全運転への啓蒙に取り組んでいます。その他に、組合員・地域住民の健康管理への意識向上や健康チェックをはかるため、厚生連への人間ドックや巡回健診の受診促進や事後相談に取り組んでいます。

◇地域貢献情報

当 J Aは、奄美市・大島郡一円を事業区域として、農業者を中心とした地域住民

の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通理念として運営されている協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。当JAの資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。

1. 地域からの貯金調達状況

(1) 貯金積金残高

当JAでは、組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。

【貯金・積金期末残高 86,648 百万円】

(2) 貯金商品

当JAの代表的な貯金商品として、定期貯金や定期積金などをご提供しています。

本商品の内容やこの他当JAで取り扱っている商品等につきましては、窓口へご照会下さい。

2. 地域への資金供給状況

(1) 貸出金残高

組合員への貸出を始め、地域住民の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金を貸出しています。また、地方公共団体などへの貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。

(単位：百万円)

貸出金残高(人格別)	11,527	
うち組合員等	7,697	66.8%
うち地方公共団体等	3,169	27.5%
その他員外等	661	5.7%
貯金・積金に占める貸出金の割合	—	13.3%

(2) 融資商品

当JAの代表的な融資商品として、農業関連資金や、住宅ローン・マイカーローンをご提供しています。本商品の内容や、この他当JAで取り扱っている商品等の詳細につきましては、窓口へご照会下さい。

3. 文化的・社会的貢献に関する活動

農業協同組合の理念である「食と農」と「共生」の地域社会づくりをめざし、町行政や関係機関と一体となり、農業振興に関する各種生産組織の育成や地域振興に関する各種催事への協賛や年金友の会を通じた高齢者福祉対策、生活文化向上として、JA女性部組織の育成を図り、Aコープ利用者懇談会を実施するなど、組合員・地域の方々の営農と生活の向上に努力して参りました。

7. リスク管理の状況

◇リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク審査部署を設置し各事業本部と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のみスマッチや予期せぬ資金の流出により、

必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

J A あまみコンプライアンス基本方針

1. 私たち役職員は、J Aの社会的責任と公共的使命の重みを常に自覚し、健全かつ適切な事業の徹底をはかり、揺るぎない信頼の確立・維持をはかります。
2. 私たち役職員は、創意と工夫を活かし、ニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて農業協同組合の役割を十分に発揮し、組合員・利用者および地域社会の発展に貢献します。
3. 私たち役職員は、すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に背かない公正な事業を遂行します。
4. 私たち役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。
5. 私たち役職員は、経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統組織内外とのコミュニケーションの充実をはかりつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部門・事業本部にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に周知しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

〔金融商品の勧誘方針〕

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、貯金・定期積金、共済、保険商品その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

〔個人情報保護方針〕

あまみ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ

公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第 16 条第 3 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 16 条第 1 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 当組合は、仮名加工情報（保護法第 2 条第 5 項）及び匿名加工情報（保護法第 2 条第 9 項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9. 当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

〔情報セキュリティ基本方針〕

あまみ農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう

努めます。

3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるように、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

[金融円滑化にかかる基本方針]

当JAあまみ（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申し込みがあった場合にはお客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
2. 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。また、役職員に対する研修等により上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申し込みがあった場合にはお客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申し込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 中小企業者等金融円滑化への対応
 - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申し込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
 - (2) 当JAは、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ、連携に努めます。
6. 金融円滑化管理に関する体制について
当JAは、お客さまからの上述のような申し込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各事業本部に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各事業本部における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

〔反社会的勢力への対応に関する基本方針〕

あまみ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金許与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

（マネー・ローンダリング等の防止）

1. 当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

2. 当組合は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

3. 当組合は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

4. 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

〔内部統制システム基本方針〕

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事監査の実効性を確保するための体制
6. 組合における業務の適正を確保するための体制
7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をチラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(月～金 9時～17時)

事業本部名	連絡先	事業本部名	連絡先
本所金融共済部	0997-57-1111	天城事業本部	0997-85-4111
大島事業本部	0997-52-3321	和泊事業本部	0997-92-1221
喜界事業本部	0997-65-0003	知名事業本部	0997-93-2155
徳之島事業本部	0997-82-2020	与論事業本部	0997-97-3121

上記以外の相談・苦情等受付窓口(月～金 9時～17時)

○ 本所コンプラ部署：0997-62-3739

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリバンク相談所、電話：03-6837-1359)にお申し出ください。

・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所(電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

・各機関のご連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記のホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本所・事業本部のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

8. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 5 年 3 月末における自己資本比率は、13.74%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J A の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	あまみ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,816 百万円

当 J A は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

とりわけ、財務基盤強化のため、増資運動に取り組んでおり、令和 4 年度末の出資金額は、対前年度比 80 百万円増の 2,816 百万円となっています。

9. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。



【貯金商品一覧表】

貯金の種類	しくみと特色	期間 他	お預け入れ金額	
総合口座	普通貯金に定期貯金をセットすることで、普通貯金残高よりも多くのお金が必要になった時、所定の金額まで自動的に借入できる機能を持った口座です。	出し入れ自由	1円以上	
普通貯金	日常のお出し入れ、公共料金の自動支払・給与・年金等の自動受取など、家計簿がわりにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
定期貯金	期日指定定期	1年複利計算で利回りの有利な貯金です。お預け入れ期間は、最長3年。 1年の据え置き後ならいつでも、ご指定の日にお引き出しでき、一部お引き出しも可能です。	最長3年 (据置期間 1年)	1円以上 300万円未満
	スーパー定期	・市場金利を参考に金利が決定される自由金利で高利回りの定期貯金です。 ・2年超4年ものは個人に限定にされます。	定型方式 1カ月, 3カ月, 6カ月, 1年, 2年, 3年, 4年, 5年, 7年, 10年 期日指定方式 1カ月超10年未満	1円以上 1円以上
	大口定期	自由金利の定期貯金で、大口資金の運用にご利用下さい。	スーパー定期と同じ	1,000万円以上
	変動金利型定期貯金	6カ月ごとに金利が変動し、金利は金額階層別商品の6カ月金利+ α で設定され、変動する定期です。	1年以上3年以下	1円以上
貯蓄貯金	お引き出し自由、しかも、普通貯金よりも有利に運用できる新しい貯金です。	出し入れ自由	1円以上	
通知貯金	まとまったお金を、1週間以上お預け入れいただく貯金です。	7日以上	50,000円以上	
納税準備貯金	納税に備えるための貯金です。利息には税金がかかりません。	お引き出しは納税時	1円以上	
積立式定期貯金	毎月一定額を積立てていく定期貯金です。	エンドレス：期間の定めなし 満期型：6カ月以上6年以内	1,000円以上	
定期積金	毎月一定額の積立て、満期日に積立合計額と給付補填金(利息相当分)を受取ることができます。	—	—	
定額式・目標式	資金蓄積を計画的、無理なく実行できます。	6カ月以上10年以下	1回掛金 1,000円以上	
満期分散型	毎年、満期金を受け取り、「一般積金・スーパー積金の受入可能です。	2年～10年	1回掛金 1,000円以上	

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

【ローンのご案内】

種 類	貸付対象者	資金使途	ご融資金額	
J A多目的ローン	18歳以上で完済時年齢71歳未満、前年度税込年収150万円以上	生活に必要な一切の資金	500万円以内	
J Aフリーローン	20歳以上で75歳未満(完済時年齢80歳未満)、継続して安定した収入がある者	特に定めなし	10万円以上 500万円以内	
フリーローンモア	20歳以上で81歳未満、継続して安定した収入のある者	特に定めなし	10万円以上 1,000万円以内	
セカンドライフローン	60歳以上で70歳未満 健康で返済資力のある者	健康で文化的な生活を営むために必要な資金	10万円以上 100万円以内	
J Aマイカーローン	18歳以上で75歳未満最終償還時年齢80歳未満、前年度税込年収150万円以上	車・バイク購入 車検・点検・修理等	1,000万円以内	
マイカーローン	18歳以上で75歳未満最終償還時年齢80歳未満、継続して安定した収入のある者	車・バイク購入 車検・点検・修理等	10万円以上 1,000万円以内	
J A教育ローン	20歳以上で完済時年齢71歳未満 前年度税込年収150万円以上	子弟の入学金・授業料・学費・家賃等	1,000万円以内	
J A農機ハウスローン(個人)	18歳以上で完済時年齢80歳未満 前年度税込年収150万円以上	農機具・パイプハウス資材等	1,000万円以内	
J A住宅ローン	20歳以上で66歳未満(完済時年齢80歳未満)、年収150万円以上	住宅新築、増改築 中古住宅購入等	10万円以上 10,000万円以内	
J A住宅ローン(借換応援型)	20歳以上で66歳未満(完済時年齢71歳未満)、年収300万円以上	他金融機関からの借換・借換に伴う諸費用等	10万円以上 10,000万円以内	
当座貸越(ローン)	営農ローン	20歳以上で80歳未満 前年度販売実績の90%で極度額設定(最高500万円以内)	営農に必要な資金 生活に必要な資金 (極度額方式)	10万円以上 500万円以内 (極度額方式)
	ワイド営農ローン	20歳以上で80歳未満 前年度販売実績の70%で極度額設定(最高1,000万円以内)	営農に必要な資金 生活に必要な資金	500万円超 1,000万円以内 (極度額方式)
	J Aカードローン	20歳以上で70歳未満 年収150万円以上	生活に必要な一切の資金	50万円以内
	J Aカードローン	20歳以上で65歳未満 年収150万円以上	生活に必要な一切の資金	300万円以内

【制度・転貸資金のご案内】

種類	制度の趣旨
農業近代化資金	農業者等が資本装備の高度化及び経営の近代化を図るために必要な資金を国及び県の助成（利子補給）により低利で融資します。
農業振興資金	国の融資制度の対象とならない分野で、特に農業振興上必要となる部門に対し融資します。
農林公庫資金	(各資金の種類) ・経営体育成強化資金 ・農業経営基盤強化資金（スーパーL）

なお、上記資金以外に下記の資金がご利用いただけます。

- ・畜産特別資金
- ・農業経営負担軽減支援資金
- ・アグリメイク資金

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

【各種サービスのご案内】

種類	サービスの内容
キャッシュカード	全国のJAのほか、全国キャッシュサービス（MICS）の開始により、銀行、信用金庫、信用組合などのCD・ATMでご利用いただけます。
JAカード	サインひとつで、国内・海外の百貨店、有名店、専門店などでお買い物ができます。また、現金が必要なときは全国のJAの現金自動支払機でキャッシングがご利用できます。
自動支払サービス	公共料金（電気・電話・ガス・水道・NHK受信料）のほか地方税、クレジットの利用代金、学費、ローンの返済の代金決済をご指定の貯金口座から、自動的にお支払いいたします。
年金・給与等振込サービス	各種年金・給与・児童手当をご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。

◇手数料一覧

○内国為替手数料

種類	系統あて			他金融機関あて				
送 金	1 件につき			440円	1 件につき		660円	
振 込	自店内	3 万円未満 1 件につき		110円	文書扱	3 万円未満 1 件につき		550円
		3 万円以上 1 件につき	組 合 員	110円		3 万円以上 1 件につき	770円	
	員 外		330円					
	自農協 他 店	3 万円未満 1 件につき		110円		3 万円以上 1 件につき	770円	
		3 万円以上 1 件につき	組 合 員	220円				
	員 外		330円					
系統宛	3 万円未満 1 件につき		330円	電信扱	3 万円未満 1 件につき		660円	
	3 万円以上 1 件につき		550円		3 万円以上 1 件につき		880円	
振込機	自店内	1 件につき		無料	電信扱	3 万円未満 1 件につき		385円
	自農協 他 店	3 万円未満 1 件につき		110円		3 万円以上 1 件につき	550円	
		3 万円以上 1 件につき		165円				
	系統宛	3 万円未満 1 件につき		110円		3 万円以上 1 件につき	550円	
		3 万円以上 1 件につき		330円				
代金取立 (遠隔地 間のみ)	県内宛	1 件につき		440円	普通扱	1 件につき		660円
	県外宛	普通扱 1 件につき		660円	至急扱	1 件につき		880円
		至急扱 1 件につき		880円				
その他の 諸手数料	送金・振込の組戻手数料			1 件につき		660円		
	不渡手形組戻料			1 件につき		660円		
	取立手形組戻料			1 件につき		660円		
	取立手形店頭呈示料			1 件につき		660円		
	ただし、660円を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴する。							
	未利用口座管理手数料			1 口座につき		1,320円		
	ただし、2021年10月1日以降に開設された全ての普通貯金口座(総合口座含む)および貯蓄貯金口座に対して適用します。							

○貯金業務に関する手数料

種 類	手数料	種 類	手数料
小切手用紙交換料 (1 冊)	440円	残高証明書発行手数料	220円
約束手形用紙交換料 (1 冊)	550円	通帳・証書再発行手数料	1,100円
為替手形用紙交換料 (1 冊)	550円	カード再発行手数料	1,100円
専用手形口座開設手数料 (1 口座)	3,300円	ローンカード再発行手数料	1,100円
専用手形用紙交付手数料 (1 冊)	550円	払戻回数超過手数料 (貯蓄貯金)	220円

○自動化機器利用手数料・ATM利用手数料

ATM設置金融機関		J A バンク	セブン 銀行	ゆうちょ 銀行	JFマリン バンク	鹿児島銀行 三菱東京 UFJ銀行	その他 MICS ※注2
お取引内容		入金 出金	入金 出金	入金 出金	出金	出金	出金
平日	8:45 ～18:00	無料	無料	無料	無料	無料	ATMコー ナーの掲示 等でご確認 下さい。
土曜日	9:00 ～14:00	無料 ※注1	無料	110円		110円	
上記以外の時間帯		無料 ※注1	110円	110円		110円	

○両替手数料

両替枚数	金額
1枚 ～ 50枚	0円
51枚 ～ 200枚	110円
201枚 ～ 300枚	220円
301枚 ～ 400枚	330円
401枚 ～ 500枚	440円
501枚 ～ 600枚	550円
601枚 ～ 700枚	660円
701枚 ～ 800枚	770円
801枚 ～ 900枚	880円
901枚 ～ 1,000枚	990円
1,001枚以上	1,100円

○硬貨整理（持込）手数料

硬貨枚数	金額
1枚 ～ 300枚	0円
301枚 ～ 500枚	220円
501枚 ～ 1,000枚	330円
1,001枚以上	660円
以降1,000枚毎に加算	330円

上記は、県内JAバンクのキャッシュカードを利用して「出金」または「入金」された場合に、取引の都度かかる手数料です。なお、「残高照会」は、無料をご利用いただけます。

お振込みに際しては、別途、振込手数料が必要になりますので、ATMコーナーの掲示等でご確認ください。

「キャッシュカードの種類」「お取引内容」等によりお取引できない場合がございますので、詳しくは、キャッシュカード発行JAへお問い合わせください。

※注1 JAバンクATMの平日以外の「入金」については、お取扱できないATMがございます。

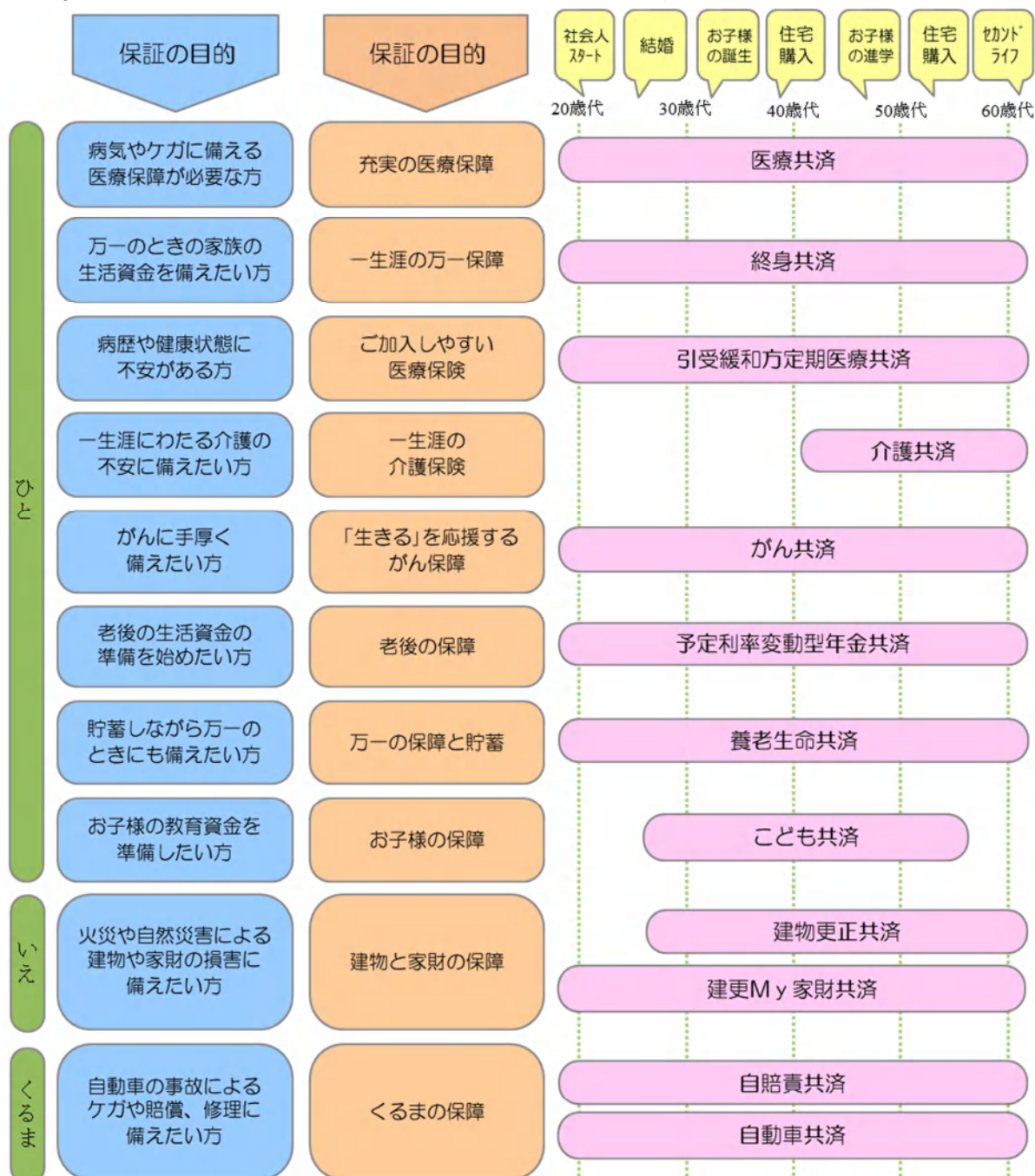
※注2 その他MICS・・・都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫、第二地銀、信用組合、労働金庫その他MICSにつきましては、平成22年6月18日からの改正利息制限法の施行に伴い、金額・時間帯によって一部お取引いただけないこととなりました。

〔共済事業〕

J A 共済は、農業協同組合が理念とする「相互扶助（助け合い）」を事業活動の原点とし、車の両輪の関係にある「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供と「地域貢献活動」を通じ、組合員・利用者の皆様が豊かで安心した暮らすことのできる地域社会づくりをめざしてきました。そしてこれからも組合員・利用者の皆様が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせる豊かな環境づくりに貢献するために、地域の皆様との絆を大切にしながら、共済事業と地域貢献活動に取り組んでいきます。

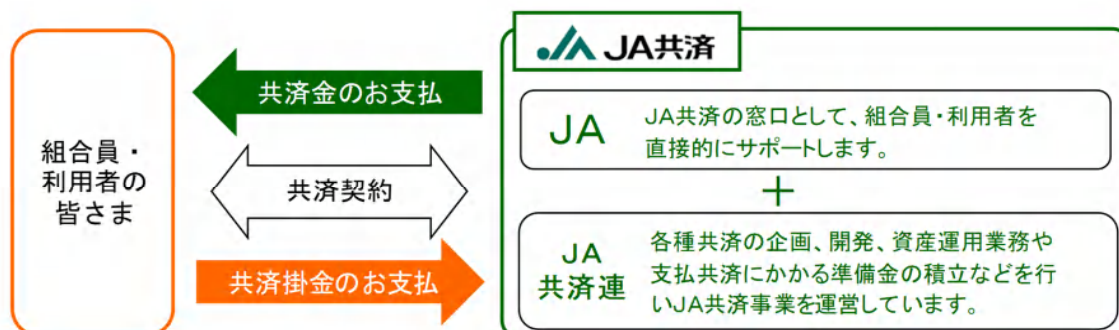
【J A 共済のご案内】

J A 共済は「ひと・いえ・くるま」の総合保障で皆様を一生涯サポートします。



◇ J A 共済の仕組み

J A 共済は、平成 17 年 4 月 1 日から、J A と J A 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまにした生活総合保障活動を行っています。



〔農業関連事業〕

◇指導事業

組合員の安定した農業経営とくらしや健康を守るため、営農指導・生活指導による定期的な研修会や講習会及び相談日を設けて取り組んでいます。



◇販売事業

組合員農家が生産した農畜産物を集荷、市場へ出荷し、消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。



◇購買事業

生産資材店舗では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材などを販売しています。さとうきびや野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。店舗に営農指導員が野菜づくりのアドバイスも行っています。

【主な取扱商品】

肥料	施設資材
農薬	種・苗
飼料	園芸資材
農業機械	その他生産資材
農機部品	生活資材

〔生活関連事業〕

◇店舗事業（Aコープ）

暮らしに「食の安心・安全」をお届けする拠点としてAコープボランティア店舗

を管内7店舗の運営を行っています。

「地産地消」をキーワードに生産者と消費者を結び付け、地域に根ざした事業活動を図ります。

また、店舗利用者懇談会を定期的を開催し、利用者のご意見・ご要望を収集して店舗運営に反映させ、組合員・利用者から信頼される店舗運営を目指しています。



◇自動車事業

車両の購入において、離島ならではの限定的な物件数からの選択を解消する為、鹿児島県経済連が年1回開催する自動車展示会への旅費助成を行い、幅広く選べる機会を提供しています。

◇石油（JA-S S）事業

管内4店舗にて石油製品の供給を行っています。

自動車用燃料・家庭用燃料及び営農用燃料といった、地域のインフラ機能として重要な役割を果たしています。



◇葬祭事業

葬儀・法要全般の丁寧なお手伝いと細やかな心遣いで、故人を偲ぶセレモニーの提供を行っています。

また、葬祭ディレクター資格の積極的な取得や葬祭技術研修会への参加を行い、運営技術の向上に努めています。



◇旅行事業

農協観光(株)の旅行業者代理業として徳之島旅行センターの運営を行っています。航空券の手配やツアーの企画など、組合員・地域住民の多様化するニーズに対応すべく様々な商品を提供しています。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※ 2022年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2022年3月末現在で4,627億円となっています。

經營資料

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科目	資 産		令和 4 年度 (2023年3月31日現在)	
	令和 3 年度 (2022年3月31日現在)			
(資産の部)				
1. 信用事業資産			81,696,793	82,849,146
(1) 現金		1,744,212		1,938,017
(2) 預金		68,705,908		69,625,656
系統預金	68,418,136		69,305,473	
系統外預金	287,772		320,183	
(3) 貸出金		11,497,059		11,527,346
(4) その他の信用事業資産		69,406		66,011
未収収益	68,500		65,859	
その他の資産	906		152	
(5) 貸倒引当金		△319,792		△307,884
2. 共済事業資産			1,405	1,289
(1) その他共済事業資産		1,405		1,289
3. 経済事業資産			5,374,514	5,968,151
(1) 受取手形		-		-
(2) 経済事業未収金		2,907,504		3,175,255
(3) 経済受託債権		1,635,915		1,768,472
(4) 棚卸資産		1,126,837		1,328,510
購入品	1,065,047		1,265,951	
その他の棚卸資産	61,790		62,559	
(5) その他の経済事業資産		89,372		88,116
(うち預託家畜)	(1,860)		(709)	
(6) 貸倒引当金		△385,114		△392,202
4. 雑資産			1,684,158	1,675,358
5. 固定資産			3,133,404	3,038,135
(1) 有形固定資産		3,113,388		3,025,010
建物	4,152,550		4,172,669	
機械装置	1,380,203		1,387,912	
土地	1,785,162		1,772,751	
建設仮勘定	20,806		6,787	
その他有形固定資産	1,182,218		1,184,309	
減価償却累計額	△5,407,551		△5,499,418	
(2) 無形固定資産		20,016		13,125
6. 外部出資			2,833,294	2,831,087
(1) 外部出資		2,833,294		2,831,087
系統出資	2,575,580		2,575,580	
系統外出資	257,714		255,507	
7. 繰延税金資産			123,982	131,749
資産の部合計			94,847,550	96,494,915

(単位：千円)

負債及び純資産						
科目	令和 3 年度 (2022年3月31日現在)			令和 4 年度 (2023年3月31日現在)		
	(負債の部)					
1. 信用事業負債			84,943,494			87,024,633
(1)貯金		84,850,394		86,648,401		
(2)借入金		20,290		14,201		
(3)その他の信用事業負債		72,810		362,030		
未払費用	1,406			1,165		
その他の負債	71,404			360,864		
2. 共済事業負債			157,177			159,713
(1)共済資金		53,431		57,530		
(2)未経過共済付加収入		102,549		100,440		
(3)共済未払費用		342		1,094		
(4)その他の共済事業負債		855		649		
3. 経済事業負債			2,282,275			1,756,965
(1)経済事業未払金		1,590,225		1,328,610		
(2)経済受託債務		683,157		409,348		
(3)その他の経済事業負債		8,893		19,007		
4. 雑負債			990,285			820,344
(1)未払法人税等		82,158		78,007		
(2)リース債務		18,887		11,371		
(3)資産除去債務		73,063		69,684		
(4)その他の負債		816,177		661,281		
5. 諸引当金			830,170			839,136
(1)賞与引当金		123,955		122,077		
(2)退職給付引当金		706,215		717,058		
(3)ポイント引当金		-		-		
6. 再評価に係る繰延税金負債			182,719			182,361
負債の部合計			89,386,120			90,783,152
(純資産の部)						
1. 組合員資本			5,007,246			5,258,515
(1)出資金		2,736,651		2,816,622		
(2)利益剰余金		2,312,695		2,481,020		
利益準備金	1,430,436			1,475,436		
その他利益剰余金	882,259			1,005,584		
経営安定対策積立金	540,000			600,000		
地域農業振興積立金	115,000			145,000		
当期末処分剰余金	227,259			260,584		
(うち当期剰余金)	(128,747)			(193,510)		
(3)処分未済持分		△42,100		△39,127		
2. 評価・換算差額等			454,184			453,248
土地再評価差額金		454,184		453,248		
純資産の部合計			5,461,430			5,711,763
負債及び純資産の部合計			94,847,550			96,494,915

2. 損益計算書

(単位：千円)

科目	令和 3 年度		令和 4 年度	
	(自 2021年04月01日)	(至 2022年03月31日)	(自 2022年04月01日)	(至 2023年03月31日)
1. 事業総利益		3,947,975		4,018,036
事業収益		17,554,923		18,620,124
事業費用		13,606,947		14,602,088
(1) 信用事業収益		515,799		502,588
資金運用収益	448,490		416,941	
(うち預金利息)	(264,558)		(233,248)	
(うち貸出金利息)	(183,932)		(183,693)	
役務取引等収益	36,783		36,675	
その他経常利益	30,526		48,972	
(2) 信用事業費用		143,785		177,122
資金調達費用	3,939		3,047	
(うち貯金利息)	(2,393)		(1,933)	
(うち給付補填備金繰入)	(328)		(312)	
(うち借入金利息)	(1,092)		(442)	
(うちその他支払利息)	(126)		(361)	
その他経常費用	139,846		174,075	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△38,256)		(△8,561)	
(うち貸倒損失)	(78)		(3)	
信用事業総利益		372,014		325,466
(3) 共済事業収益		540,685		534,538
共済付加収入	494,301		486,597	
その他の収益	46,384		47,941	
(4) 共済事業費用		61,172		64,266
共済推進費	21,411		23,537	
その他の費用	39,761		40,729	
共済事業総利益		479,513		470,272
(5) 購買事業収益		15,354,417		16,502,488
購買品供給高	15,118,316		16,250,271	
購買手数料	102,194		112,980	
修理サービス料	27,170		29,087	
その他の収益	106,737		110,149	
(6) 購買事業費用		12,970,936		13,950,013
購買品供給原価	12,611,085		13,549,822	
購買品供給費	217,713		199,245	
修理サービス費	5,632		7,516	
その他の費用	136,506		193,430	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△9,805)		(5,572)	
(うち貸倒損失)				
購買事業総利益		2,383,481		2,552,475
(7) 販売事業収益		587,210		546,254
販売手数料	461,186		417,306	
その他の収益	126,024		128,948	
(8) 販売事業費用		62,313		60,362
販売費	33,596		37,773	
その他の費用	28,717		22,589	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△600)		△304	
(うち貸倒損失)	(2,062)			
販売事業総利益		524,897		485,893

(単位：千円)

科目	令和3年度 (自 2021年04月01日) (至 2022年03月31日)		令和4年度 (自 2022年04月01日) (至 2023年03月31日)	
	(9)加工事業収益		69,285	
(10)加工事業費用		42,812		47,527
加工事業総利益			26,473	30,085
(11)利用事業収益		406,979		408,161
(12)利用事業費用		171,815		178,221
利用事業総利益			235,164	-
(13)その他事業収益		98,781		107,061
(14)その他事業費用		87,145		99,261
その他事業総利益			11,636	-
(15)指導事業収入		41,044		28,488
(16)指導事業支出		126,247		112,383
指導事業収支差額			△85,203	-
2. 事業管理費			3,738,215	-
(1)人件費		2,700,802		2,704,669
(2)業務費		203,875		235,500
(3)諸税負担金		99,536		98,752
(4)施設費		714,764		723,204
(5)その他事業管理費		19,238		19,767
事業利益			209,760	
3. 事業外収益			80,717	
(1)受取雑利息		15,576		15,093
(2)受取出資配当金		31,231		31,231
(3)賃貸料		5,535		3,301
(4)償却債権取立益		358		120
(5)雑収入		28,017		32,488
4. 事業外費用			16,755	
(1)支払雑利息		37		13
(2)寄付金		1,360		582
(3)雑損失		15,358		27,091
経常利益			273,722	
5. 特別利益			170,003	
(1)固定資産処分益		400		664
(2)一般補助金		169,603		103,582
6. 特別損失			251,450	
(1)固定資産処分損		3,545		8,102
(2)固定資産圧縮損		169,603		103,582
(3)減損損失		78,302		17,261
税引前当期利益			192,275	
法人税住民税及び事業税		88,016		80,608
過年度法人税等追徴税額		-		-
過年度法人税等還付税額		-		-
法人税等調整額		△24,488		△8,125
法人税等合計			63,528	
当期剰余金			128,747	
当期首繰越剰余金			67,559	
会計方針の変更による累積的影響額			18,677	
遡及処理後当期首繰越剰余金			86,236	
土地再評価差額金取崩額			12,276	
当期未処分剰余金			313,495	
				265,993
				72,483
				193,510
				66,139
				-
				66,139
				935
				260,584

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

資 産	令和 3 年度	令和 4 年度
	(自 2021年04月01日) (至 2022年03月31日)	(自 2022年04月01日) (至 2023年03月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	192,275	265,993
減価償却費	185,394	175,006
減損損失	78,302	17,261
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△72,043	△4,820
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,494	△1,878
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△2,823	10,843
その他引当金等の増減額(△は減少)	△39,959	-
信用事業資金運用収益	△448,490	416,941
信用事業資金調達費用	3,939	3,047
共済貸付金利息	-	-
共済借入金利息	-	-
受取雑利息及び受取出資配当金	△46,807	△46,324
支払雑利息	37	13
固定資産売却損益(△は益)	-	-
外部出資関係損益(△は益)	△232	8,767
(信用事業活動による資産及び負債の増減)	-	-
貸出金の純増(△)減	267,662	△30,287
預金の純増(△)減	△2,467,448	△1,948,564
貯金の純増(△)減	3,557,955	1,798,007
信用事業借入金純増減(△)	△6,739	△6,089
その他の信用事業資産の純増(△)減	△383	752
その他の信用事業負債の純増減(△)	21,476	289,159
(共済事業活動による資産及び負債の増減)	-	-
共済貸付金の純増(△)減	-	370
共済借入金純増減(△)	-	-
共済資金の純増減(△)	5,153	4,099
未経過共済付加収入の純増減(△)	△1,692	△2,109
(経済事業活動による資産及び負債の増減)	-	-
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△416,909	△267,751
経済受託債権の純増(△)減	434,327	△132,557
棚卸資産の純増(△)減	△109,668	△201,673
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	53,787	△261,615
経済受託債務の純増減(△)	338,038	△273,809
(その他の資産及び負債の増減)	-	-
その他の資産の純増(△)減	116,053	10,554
その他の負債の純増減(△)	279,061	△155,882
未払消費税等の増減(△)額	-	-
信用事業資金運用による収入	456,742	△414,181
信用事業資金調達による支出	△5,821	△3,465
共済貸付金利息による収入	-	-
共済借入金利息による支出	-	-
小 計	2,372,681	△750,192
雑利息及び出資配当金の受取額	46,807	46,324
雑利息の支払額	△37	△13
法人税等の支払額	5,985	△84,759
事業活動によるキャッシュ・フロー	2,425,436	△788,640
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
補助金の受入れによる収入	-	-
固定資産の取得による支出	△438,850	△302,253
固定資産の売却による収入	431,190	174,447
外部出資による支出	10,093	2,207
外部出資の売却等による収入	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,433	△125,599
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	-	-
設備借入の返済による支出	-	-
出資の増額による収入	150,881	204,004
出資の払戻しによる支出	△145,319	△124,033
回転出資金の受入による収入	-	-
持分の取得による支出	△38,757	△39,127
持分の譲渡による収入	47,191	42,100
出資配当金の支払額	△25,756	△26,120
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,760	56,824
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	2,416,105	△857,414
6 現金及び現金同等物の期首残高	8,023,935	10,259,864
7 現金及び現金同等物の期末残高	10,259,864	9,314,436

4 注記表

令和3年度	令和4年度
<p>I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) その他有価証券</p> <p>① 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 購買品（農機） 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>(2) 購買品（肥料・農薬・飼料の単品管理品） 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>(3) 購買品（上記以外の購買品） 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>(4) その他の棚卸資産 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残高のうち、その債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、その結果に基づいて上記の引当を行っています。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は75,315千円です。</p> <p>(2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生事業年度から費用処理することとしています。</p> <p>5. 収益及び費用の計上基準 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改訂）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取</p>	<p>I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) その他有価証券</p> <p>① 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 購買品（農機） 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>(2) 購買品（肥料・農薬・飼料の単品管理品） 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>(3) 購買品（上記以外の購買品） 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>(4) その他の棚卸資産 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残高のうち、その債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、その結果に基づいて上記の引当を行っています。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は75,315千円です。</p> <p>(2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生事業年度から費用処理することとしています。</p>

令和 3 年度	令和 4 年度
<p>ると見込まれる金額で収益を認識しております。</p> <p>主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>(1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業を行っており、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(2) 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業を行っており、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(3) 加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、加工品等を製造して販売する事業を行っており、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(4) 利用事業 選果場・冠婚葬祭施設等を設置して、共同で利用する事業を行っており、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(5) その他事業 組合員の営農にかかる畜産リース事業及び組合員の委託に基づき行う受委託作業等を行っており、利用者等との契約に基づき、当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、リース期間の経過又は各作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(6) 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・指導・経理サービスを提供する事業を行っており、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。</p> <p>8. その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。 よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益及び事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の当該内部取引を相殺消去した額を記載しています。</p>	<p>5. 収益及び費用の計上基準 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業を行っており、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(2) 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業を行っており、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(3) 加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、加工品等を製造して販売する事業を行っており、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(4) 利用事業 選果場・冠婚葬祭施設等を設置して、共同で利用する事業を行っており、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(5) その他事業 組合員の営農にかかる畜産リース事業及び組合員の委託に基づき行う受委託作業等を行っており、利用者等との契約に基づき、当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、リース期間の経過又は各作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(6) 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・指導・経理サービスを提供する事業を行っており、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。</p> <p>8. その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。 よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益及び事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の当該内部取引を相殺消去した額を記載しています。</p>
<p>II. 会計方針の変更に関する注記 1. 収益認識に関する会計基準等の適用 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。</p> <p>(1) ガス取引における収益の計上時期の変更 購買事業のガス供給において、従来、検針日時点で計測されたガスに係る供給量に基づいて収益を計上していましたが、最終検針日から期末</p>	<p>II. 会計上の見積りに関する注記 会計上の見積りもりにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。</p> <p>1. 貸倒引当金 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 700,086千円 (2) その他の情報 貸倒引当金の算出方法は、「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しています。 債務者区分の判定は、貸出先の財務状況や将来の収支状況の見通しを勘案し、今後の返済能力等を総合的に評価して設定しています。</p>

令和 3 年度	令和 4 年度
<p>日までに利用者等に引き渡され履行義務を充足したガスの供給量に係る収益を合理的に見積もって計上するように変更しております。</p> <p>(2) 購買事業における支払奨励金の会計処理 購買事業において、購買品の利用者等へ支払う奨励金は、従来、購買品の利用者等へ支払った時に費用計上しておりましたが、過年度の支払実績に基づき、当期の購買品供給高に係る将来の支払見込額を見積もり、購買品供給高から控除して計上するように変更しております。</p> <p>(3) 代理人取引等に係る総額から純額への損益計算書表示の変更 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う一部の取引等については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先に支払う額を控除した純額を収益として認識する方法に変更しております。購買事業においては当該純額を購買手数料として計上するように変更しております。</p> <p>(4) 発行したポイントの会計処理 総合ポイント制度に基づいて、主に利用者等への購買品の供給等に併い付与するポイントについて、従来、付与したポイントを事業費用に計上しており、期末においては、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として負債計上すると共に雑資産に資産計上しておりました。しかしながら、付与したポイントに関連する費用は、ポイント運営先と決済しているため、貸借対照表において、雑負債と前払費用を相殺して計上するように変更しております。また、損益計算書において、事業費用として計上していたポイント費用を事業収益から控除して計上するように変更しております。</p> <p>収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。</p> <p>この結果、利益剰余金の当期首残高は、18,677千円増加しております。また、当事業年度の事業収益が914,425千円、事業費用が914,692千円それぞれ減少しています。事業利益、経常利益及び税引前当期利益の影響は軽微であります。</p> <p>2. 時価の算定に関する会計基準等の適用 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を適用することいたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。</p> <p>III. 会計上の見積りに関する注記 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。</p> <p>1. 貸倒引当金 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 704,906千円 ② その他の情報 貸倒引当金の算出方法は、「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しています。 債務者区分の判定は、貸出先の財務状況や将来の収支状況の見通しを勘案し、今後の返済能力等を総合的に評価して設定しています。 貸出先の財務状況や将来の収支状況が変化し、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>2. 固定資産の減損 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 78,302千円 ② その他の情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位として識別されます。 固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、経営計画を基礎として一定の仮定を設定しています。</p>	<p>貸出先の財務状況や将来の収支状況が変化し、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>2. 固定資産の減損 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 17,261千円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損の要否において、将来キャッシュ・フローについては経営計画を基礎として一定の仮定を設定しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>3. 繰延税金資産の回収可能性 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 132,110千円 ※ 繰延税金負債と相殺前の総額を記載しています。 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において、将来減算一時差異を利可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積については、経営企画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。 よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積と異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>III. 貸借対照表に関する注記 1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 2,906,361千円であり、その内訳は次のとおりです。 土 地 8,887千円 建 物 1,462,189千円 機械装置 1,215,874千円 その他の有形固定資産 219,411千円</p> <p>2. 担保に供している資産 定期預金8,980,300千円を借入金（当座借越）の担保に供しています。 また、定期預金 3,511,000千円を為替決済の担保に、定期預金25,700千円を指定金融機関の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。</p> <p>3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 理事及び監事に対する金銭債権の総額 2,400千円 理事及び監事に対する金銭債務はありません。</p> <p>4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は345,724円、危険債権額は86,260千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）です。 債権のうち、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は443,479千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p>

令和 3 年度	令和 4 年度																																																					
<p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>3. 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 124,376千円 ※繰延税金負債と相殺前の総額を記載しています。</p> <p>② その他の情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積については、経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。 よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>IV. 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 2,867,323千円であり、その内訳は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>建物</td> <td>8,887千円</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>1,462,188千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1,176,837千円</td> </tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>219,411千円</td> </tr> </table> <p>2. 担保に供している資産 定期預金 8,980,300千円を借入金(当座借越)の担保に供しています。 また、定期預金 3,511,000千円を為替決済の担保に、定期預金25,700千円を指定金融機関の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。</p> <p>3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 理事及び監事に対する金銭債権の総額 3,200千円 理事及び監事に対する金銭債務はありません。</p> <p>4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は369,578千円、危険債権額は69,131千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、3カ月以上延滞債権額は7,255千円、貸出条件緩和債権額は2,500千円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は448,464千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 (1)再評価を行った年月日 平成11年3月24日 (2)再評価を行なった土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 280,493千円 (3)同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。 なお、和泊事業本部、知名事業本部、与論事業本部は土地の再評価に関する法律施行令平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額です。</p>	建物	8,887千円	機械装置	1,462,188千円	土地	1,176,837千円	その他の有形固定資産	219,411千円	<p>5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 (1)再評価を行った年月日 平成11年3月24日 (2)再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額227,911千円 (3)同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。 なお、和泊事業本部、知名事業本部、与論事業本部は土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額です。</p> <p>6. 総合ポイント制度にかかる未使用ポイントの取り扱い 当組合が付与した総合ポイントの未使用分(過年度分を含む)45,190千円については、還元時に損金処理が認められる法人税法上の取り扱いをふまえて「前払費用」を計上する一方、将来においては還元時により損失発生が見込まれることから同額を「雑負債」に計上し、両者を相殺表示しています。</p> <p>IV. 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 減損会計に関する注記 (1)グルーピングの方法と共有資産の概要 当組合では、各事業本部を基本的にグルーピングし、本所・事業本部・農業関連施設は共有資産としています。また、遊休資産・賃貸資産については、各資産を最小単位としてグルーピングしています。 (2)減損損失を認識した資産又は資産グループの概要と減損損失の金額 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要と減損損失の金額は、以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>場 所</th> <th>用 途</th> <th>種 類</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>奄美市(加工センター)</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>155千円</td> <td>(土地 155千円)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>伊仙町</td> <td>業務用資産</td> <td>機械装置</td> <td>3,594千円</td> <td>(機械装置 3,594千円)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>徳之島町</td> <td>業務用資産</td> <td>車両運搬具</td> <td>1,283千円</td> <td>(車両運搬具 1,283千円)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>和泊町(Aコープ)</td> <td>業務用資産</td> <td>一括償却資産</td> <td>146千円</td> <td>(一括償却資産 146千円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">知名町(Aコープ)</td> <td rowspan="2">業務用資産</td> <td>土地</td> <td>12,083千円</td> <td>(土地 1,886千円)</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td></td> <td>(機械装置 10,197千円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合 計</td> <td>17,261千円</td> <td>(土地 2,041千円) (機械装置 15,220千円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)減損損失を認識するに至った経緯 No.1については、過年度に減損損失を計上しましたが、土地の時価が下落していることから帳簿価額を回収可能価額までに減額し、その該当差額を減損損失として認識しました。 No.2については、今後使用する見込みがないため固定資産帳簿額を減損損失として認識しました。 No.3、No.4、No.5については、当該施設の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として認識しました。</p> <p>(4)回収可能価額の算定方法 土地の回収可能価額については、正味売却価額をしようとしており、その時価は固定資産評価額に合理的な調整を行って算定しています。 建物の回収可能価額については、時下の算定が困難であるため評価していませんが、建物解体費用は合理的な見積を行っています。</p> <p>2. 棚卸資産の収益性の低下に伴う簿価切下額 購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切り下げにより、△64千円の棚卸評価損が含まれています。(△は戻入額を示しています。)</p> <p>V. 金融商品に関する注記</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1)金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を鹿児島県信用農業協同組合連合会へ預けています。 (2)金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。 また、経済事業未収金についても上記同様の信用リスクにさらされています。</p>	No.	場 所	用 途	種 類	金 額		1	奄美市(加工センター)	遊休資産	土地	155千円	(土地 155千円)	2	伊仙町	業務用資産	機械装置	3,594千円	(機械装置 3,594千円)	3	徳之島町	業務用資産	車両運搬具	1,283千円	(車両運搬具 1,283千円)	4	和泊町(Aコープ)	業務用資産	一括償却資産	146千円	(一括償却資産 146千円)	5	知名町(Aコープ)	業務用資産	土地	12,083千円	(土地 1,886千円)	機械装置		(機械装置 10,197千円)	合 計				17,261千円	(土地 2,041千円) (機械装置 15,220千円)
建物	8,887千円																																																					
機械装置	1,462,188千円																																																					
土地	1,176,837千円																																																					
その他の有形固定資産	219,411千円																																																					
No.	場 所	用 途	種 類	金 額																																																		
1	奄美市(加工センター)	遊休資産	土地	155千円	(土地 155千円)																																																	
2	伊仙町	業務用資産	機械装置	3,594千円	(機械装置 3,594千円)																																																	
3	徳之島町	業務用資産	車両運搬具	1,283千円	(車両運搬具 1,283千円)																																																	
4	和泊町(Aコープ)	業務用資産	一括償却資産	146千円	(一括償却資産 146千円)																																																	
5	知名町(Aコープ)	業務用資産	土地	12,083千円	(土地 1,886千円)																																																	
			機械装置		(機械装置 10,197千円)																																																	
合 計				17,261千円	(土地 2,041千円) (機械装置 15,220千円)																																																	

令和3年度				令和4年度																																																																																																																																																																																				
<p>6. 総合ポイント制度にかかる未使用ポイントの取り扱い</p> <p>当組合が付与した総合ポイントの未使用分（過年度分を含む）43,228千円については、還元時に損金処理が認められる法人税法上の取り扱いをふまえて「前払費用」を計上する一方、将来においては還元時により損失発生が見込まれることから同額を「雑負債」に計上し、両者を相殺表示しています。</p>				<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク審査室を設置し各事業本部と連携を図りながら、与信審査を行っています。</p> <p>審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を厳正に行っています。</p> <p>不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。</p> <p>また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p>																																																																																																																																																																																				
<p>V. 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 減損会計に関する注記</p> <p>(1) グルーピングの方法と共用資産の概要</p> <p>当組合では、各事業本部を基本にグルーピングし、本所・事業本部・農業関連施設は共用資産としています。また、遊休資産・賃貸資産については、各資産を最小単位としてグルーピングしています。</p> <p>(2) 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要と減損損失の金額</p> <p>減損損失を認識した資産又は資産グループの概要と減損損失の金額は、以下のとおりです。</p>				<p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスク影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇（下落）したものと想定した場合には、経済価値が69,316千円増加（減少）するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p>																																																																																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">1</td> <td rowspan="6">奄美市（購買・営業販売課）</td> <td rowspan="6">業務用資産</td> <td>土地</td> <td>11,058千円</td> <td>（土地 5,044千円）</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td></td> <td>（建物 1,471千円）</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td></td> <td>（構築物 28千円）</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td></td> <td>（車両運搬具 2,138千円）</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td></td> <td>（器具備品 940千円）</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備</td> <td></td> <td>（建物附属設備 1,282千円）</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="2">（一括償却資産 155千円）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>奄美市</td> <td>賃貸資産</td> <td>土地</td> <td>437千円</td> <td>（土地 437千円）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>瀬戸内町（キビ酢工場）</td> <td>業務用資産</td> <td>土地</td> <td>260千円</td> <td>（土地 260千円）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>徳之島町（信用・共済）</td> <td>業務用資産</td> <td>土地</td> <td>1,053千円</td> <td>（土地 1,053千円）</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>徳之島町（旅行センター）</td> <td>業務用資産</td> <td>土地</td> <td>167千円</td> <td>（土地 167千円）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>徳之島町（給油所）</td> <td>業務用資産</td> <td>土地</td> <td>2,377千円</td> <td>（土地 2,377千円）</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">7</td> <td rowspan="6">天城町（信用・共済）</td> <td rowspan="6">業務用資産</td> <td>建物</td> <td>5,546千円</td> <td>（建物 4,398千円）</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td></td> <td>（構築物 293千円）</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td></td> <td>（車両運搬具 1千円）</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td></td> <td>（器具備品 250千円）</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備</td> <td></td> <td>（建物附属設備 373千円）</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産</td> <td></td> <td>（一括償却資産 231千円）</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>天城町</td> <td>賃貸資産</td> <td>建物</td> <td>58千円</td> <td>（建物 58千円）</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>和泊町（農機センター）</td> <td>業務用資産</td> <td>土地</td> <td>3,020千円</td> <td>（土地 3,020千円）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">10</td> <td rowspan="3">和泊町（ガスセンター）</td> <td rowspan="3">業務用資産</td> <td>土地</td> <td>285千円</td> <td>（土地 285千円）</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>1千円</td> <td>（車両運搬具 1千円）</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>0千円</td> <td>（器具備品 0千円）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">11</td> <td rowspan="4">和泊町（Aコープ）</td> <td rowspan="4">業務用資産</td> <td>土地</td> <td>12,806千円</td> <td>（土地 10,925千円）</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td></td> <td>（構築物 30千円）</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td></td> <td>（車両運搬具 1,851千円）</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td></td> <td>（器具備品 0千円）</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>和泊町</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>2,193千円</td> <td>（土地 2,193千円）</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>知名町（農機センター）</td> <td>業務用資産</td> <td>土地</td> <td>2,430千円</td> <td>（土地 2,430千円）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">14</td> <td rowspan="2">知名町（葬祭センター）</td> <td rowspan="2">業務用資産</td> <td>土地</td> <td>294千円</td> <td>（土地 294千円）</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産</td> <td>98千円</td> <td>（一括償却資産 98千円）</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">15</td> <td rowspan="6">知名町（Aコープ）</td> <td rowspan="6">業務用資産</td> <td>土地</td> <td>36,219千円</td> <td>（土地 35,592千円）</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td></td> <td>（構築物 93千円）</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td></td> <td>（車両運搬具 1千円）</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td></td> <td>（機械装置 253千円）</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産</td> <td></td> <td>（一括償却資産 100千円）</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備</td> <td></td> <td>（建物附属設備 0千円）</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="2">（器具備品 180千円）</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計</td> <td>78,302千円</td> <td>（土地 64,077千円） （建物等 14,225千円）</td> </tr> </tbody> </table>				No.	場所	用途	種類	金額		1	奄美市（購買・営業販売課）	業務用資産	土地	11,058千円	（土地 5,044千円）	建物		（建物 1,471千円）	構築物		（構築物 28千円）	車両運搬具		（車両運搬具 2,138千円）	器具備品		（器具備品 940千円）	建物附属設備		（建物附属設備 1,282千円）					（一括償却資産 155千円）		2	奄美市	賃貸資産	土地	437千円	（土地 437千円）	3	瀬戸内町（キビ酢工場）	業務用資産	土地	260千円	（土地 260千円）	4	徳之島町（信用・共済）	業務用資産	土地	1,053千円	（土地 1,053千円）	5	徳之島町（旅行センター）	業務用資産	土地	167千円	（土地 167千円）	6	徳之島町（給油所）	業務用資産	土地	2,377千円	（土地 2,377千円）	7	天城町（信用・共済）	業務用資産	建物	5,546千円	（建物 4,398千円）	構築物		（構築物 293千円）	車両運搬具		（車両運搬具 1千円）	器具備品		（器具備品 250千円）	建物附属設備		（建物附属設備 373千円）	一括償却資産		（一括償却資産 231千円）	8	天城町	賃貸資産	建物	58千円	（建物 58千円）	9	和泊町（農機センター）	業務用資産	土地	3,020千円	（土地 3,020千円）	10	和泊町（ガスセンター）	業務用資産	土地	285千円	（土地 285千円）	車両運搬具	1千円	（車両運搬具 1千円）	器具備品	0千円	（器具備品 0千円）	11	和泊町（Aコープ）	業務用資産	土地	12,806千円	（土地 10,925千円）	構築物		（構築物 30千円）	車両運搬具		（車両運搬具 1,851千円）	器具備品		（器具備品 0千円）	12	和泊町	遊休資産	土地	2,193千円	（土地 2,193千円）	13	知名町（農機センター）	業務用資産	土地	2,430千円	（土地 2,430千円）	14	知名町（葬祭センター）	業務用資産	土地	294千円	（土地 294千円）	一括償却資産	98千円	（一括償却資産 98千円）	15	知名町（Aコープ）	業務用資産	土地	36,219千円	（土地 35,592千円）	構築物		（構築物 93千円）	車両運搬具		（車両運搬具 1千円）	機械装置		（機械装置 253千円）	一括償却資産		（一括償却資産 100千円）	建物附属設備		（建物附属設備 0千円）					（器具備品 180千円）		合計				78,302千円	（土地 64,077千円） （建物等 14,225千円）	<p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、預金残高の管理を行い定量的な流動性の確保に努めています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合は、当該価額が異なることもあります。</p>			
No.	場所	用途	種類	金額																																																																																																																																																																																				
1	奄美市（購買・営業販売課）	業務用資産	土地	11,058千円	（土地 5,044千円）																																																																																																																																																																																			
			建物		（建物 1,471千円）																																																																																																																																																																																			
			構築物		（構築物 28千円）																																																																																																																																																																																			
			車両運搬具		（車両運搬具 2,138千円）																																																																																																																																																																																			
			器具備品		（器具備品 940千円）																																																																																																																																																																																			
			建物附属設備		（建物附属設備 1,282千円）																																																																																																																																																																																			
				（一括償却資産 155千円）																																																																																																																																																																																				
2	奄美市	賃貸資産	土地	437千円	（土地 437千円）																																																																																																																																																																																			
3	瀬戸内町（キビ酢工場）	業務用資産	土地	260千円	（土地 260千円）																																																																																																																																																																																			
4	徳之島町（信用・共済）	業務用資産	土地	1,053千円	（土地 1,053千円）																																																																																																																																																																																			
5	徳之島町（旅行センター）	業務用資産	土地	167千円	（土地 167千円）																																																																																																																																																																																			
6	徳之島町（給油所）	業務用資産	土地	2,377千円	（土地 2,377千円）																																																																																																																																																																																			
7	天城町（信用・共済）	業務用資産	建物	5,546千円	（建物 4,398千円）																																																																																																																																																																																			
			構築物		（構築物 293千円）																																																																																																																																																																																			
			車両運搬具		（車両運搬具 1千円）																																																																																																																																																																																			
			器具備品		（器具備品 250千円）																																																																																																																																																																																			
			建物附属設備		（建物附属設備 373千円）																																																																																																																																																																																			
			一括償却資産		（一括償却資産 231千円）																																																																																																																																																																																			
8	天城町	賃貸資産	建物	58千円	（建物 58千円）																																																																																																																																																																																			
9	和泊町（農機センター）	業務用資産	土地	3,020千円	（土地 3,020千円）																																																																																																																																																																																			
10	和泊町（ガスセンター）	業務用資産	土地	285千円	（土地 285千円）																																																																																																																																																																																			
			車両運搬具	1千円	（車両運搬具 1千円）																																																																																																																																																																																			
			器具備品	0千円	（器具備品 0千円）																																																																																																																																																																																			
11	和泊町（Aコープ）	業務用資産	土地	12,806千円	（土地 10,925千円）																																																																																																																																																																																			
			構築物		（構築物 30千円）																																																																																																																																																																																			
			車両運搬具		（車両運搬具 1,851千円）																																																																																																																																																																																			
			器具備品		（器具備品 0千円）																																																																																																																																																																																			
12	和泊町	遊休資産	土地	2,193千円	（土地 2,193千円）																																																																																																																																																																																			
13	知名町（農機センター）	業務用資産	土地	2,430千円	（土地 2,430千円）																																																																																																																																																																																			
14	知名町（葬祭センター）	業務用資産	土地	294千円	（土地 294千円）																																																																																																																																																																																			
			一括償却資産	98千円	（一括償却資産 98千円）																																																																																																																																																																																			
15	知名町（Aコープ）	業務用資産	土地	36,219千円	（土地 35,592千円）																																																																																																																																																																																			
			構築物		（構築物 93千円）																																																																																																																																																																																			
			車両運搬具		（車両運搬具 1千円）																																																																																																																																																																																			
			機械装置		（機械装置 253千円）																																																																																																																																																																																			
			一括償却資産		（一括償却資産 100千円）																																																																																																																																																																																			
			建物附属設備		（建物附属設備 0千円）																																																																																																																																																																																			
				（器具備品 180千円）																																																																																																																																																																																				
合計				78,302千円	（土地 64,077千円） （建物等 14,225千円）																																																																																																																																																																																			
<p>(3) 減損損失を認識するに至った経緯</p> <p>No.1、No.3～No.7、No.9～No.11、No.13～No.15については、当該施設の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として認識しました。</p> <p>No.2、No.8、No.12については、土地の時価が下落していることから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その該当差額を減損損失として認識しました。</p> <p>(4) 回収可能価額の算定方法</p> <p>土地の回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定しています。</p> <p>建物の回収可能価額については、時価の算定が困難であるため評価していませんが、建物解体費用は合理的な見積を行っています。</p>				<p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。</p> <p>また、経済事業未収金についても上記同様の信用リスクにさらされています。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク審査室を設置し各事業本部と連携を図りながら、与信審査を行っています。</p> <p>審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を厳正に行っています。</p> <p>不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。</p>																																																																																																																																																																																				

令和 3 年度	令和 4 年度																																																				
<p>2. 棚卸資産の収益性の低下に伴う簿価切下額</p> <p>購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切り下げにより、△ 55千円の棚卸評価損が含まれています。(△は戻入額を示しています。)</p> <p>VI. 金融商品に関する注記</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を鹿児島県信用農業協同組合連合会へ預けています。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。</p> <p>また、経済事業未収金についても上記同様の信用リスクにさらされています。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク審査室を設置し各事業本部と連携を図りながら、与信審査を行っています。</p> <p>審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。</p> <p>不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。</p> <p>また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が78,019千円増加するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、預金残高の管理を行い安定的な流動性の確保に努めています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件による場合は、当該価額が異なることもあります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等</p> <p>当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。</p> <p>なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。</p>	<p>また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件による場合は、当該価額が異なることもあります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の貸借対照表計上額、時価及び時価等</p> <p>当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。</p> <p>なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預 金</td> <td>69,625,656</td> <td>69,621,540</td> <td>△ 4,116</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>11,527,346</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金(*1)</td> <td>△ 307,884</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金控除後</td> <td>11,219,462</td> <td>11,556,414</td> <td>336,952</td> </tr> <tr> <td>経済事業未収金</td> <td>3,175,255</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金(*2)</td> <td>△ 392,202</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金控除後</td> <td>2,783,053</td> <td>2,783,053</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>経済受託債権</td> <td>1,768,472</td> <td>1,768,472</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>資 産 計</td> <td>85,396,643</td> <td>85,729,479</td> <td>332,836</td> </tr> <tr> <td>貯 金</td> <td>86,648,401</td> <td>86,639,211</td> <td>△ 9,190</td> </tr> <tr> <td>経済事業未払金</td> <td>1,328,610</td> <td>1,328,610</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>負 債 計</td> <td>87,977,011</td> <td>87,967,821</td> <td>△ 9,190</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。</p> <p>(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。</p> <p>(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明方法</p> <p>【資産】</p> <p>① 預金</p> <p>満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Oversight Index Swap。以下OIS)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>② 貸出金</p> <p>貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額の近似していることから当該帳簿価額によっています。</p> <p>一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>また、経済事業未収金については、延滞の生じている債権・期限の利益の喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価と代わる金額として算定しています。</p> <p>③ 経済事業未収金・経済受託債権</p> <p>経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。</p> <p>また、経済事業未収金については、延滞の生じている債権・期限の利益の喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価と代わる金額として算定しています。</p> <p>【負債】</p> <p>① 貯金</p> <p>要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>② 経済事業未払金</p> <p>経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから帳簿価額によっています。</p> <p>(3) 市場価格のない株式は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。</p>		貸借対照表計上額	時 価	差 額	預 金	69,625,656	69,621,540	△ 4,116	貸出金	11,527,346			貸倒引当金(*1)	△ 307,884			貸倒引当金控除後	11,219,462	11,556,414	336,952	経済事業未収金	3,175,255			貸倒引当金(*2)	△ 392,202			貸倒引当金控除後	2,783,053	2,783,053	-	経済受託債権	1,768,472	1,768,472	-	資 産 計	85,396,643	85,729,479	332,836	貯 金	86,648,401	86,639,211	△ 9,190	経済事業未払金	1,328,610	1,328,610	-	負 債 計	87,977,011	87,967,821	△ 9,190
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																		
預 金	69,625,656	69,621,540	△ 4,116																																																		
貸出金	11,527,346																																																				
貸倒引当金(*1)	△ 307,884																																																				
貸倒引当金控除後	11,219,462	11,556,414	336,952																																																		
経済事業未収金	3,175,255																																																				
貸倒引当金(*2)	△ 392,202																																																				
貸倒引当金控除後	2,783,053	2,783,053	-																																																		
経済受託債権	1,768,472	1,768,472	-																																																		
資 産 計	85,396,643	85,729,479	332,836																																																		
貯 金	86,648,401	86,639,211	△ 9,190																																																		
経済事業未払金	1,328,610	1,328,610	-																																																		
負 債 計	87,977,011	87,967,821	△ 9,190																																																		

令和3年度			
(単位:千円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	68,705,908	68,703,460	△ 2,448
貸出金	11,497,059		
貸倒引当金(*1)	△ 319,792		
貸倒引当金控除後	11,177,267	11,614,815	437,548
経済事業未収金	2,907,504		
貸倒引当金(*2)	△ 385,114		
貸倒引当金控除後	2,522,390	2,522,390	-
経済受託債権	1,635,915	1,635,915	-
資 産 計	84,041,480	84,476,580	435,100
貯 金	84,850,394	84,849,612	△ 782
経済事業未払金	1,590,225	1,590,225	-
負 債 計	86,440,619	86,439,837	△ 782

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
 (*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Oversight Index Swap以下OIS)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額の近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

③ 経済事業未収金・経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。また、経済事業未収金については、延滞が生じている債権・期限の利益の喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価と代わる金額として算定しています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 経済事業未払金

経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式は次のとおりです。

(単位:千円)	
	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	2,833,294
合 計	2,833,294

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)						
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 金	67,005,908	-	-	-	-	1,700,000
貸出金(*1,*2)	2,747,003	1,176,366	1,052,908	861,211	735,363	4,649,878
経済事業未収金(*3)	2,483,676	-	-	-	-	-
経済受託債権	1,635,915	-	-	-	-	-
合 計	73,872,502	1,176,366	1,052,908	861,211	735,363	6,349,878

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 585,938千円については「1年以内」に含めています。

令和4年度	
(単位:千円)	
	貸借対照表計上額
外部出資	2,831,087
合 計	2,831,087

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)						
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 金	67,925,656	-	-	-	-	1,700,000
貸出金(*1,*2)	2,644,740	1,186,034	1,011,909	864,125	752,768	4,813,276
経済事業未収金(*3)	2,737,124	-	-	-	-	-
経済受託債権	1,768,472	-	-	-	-	-
合 計	75,075,992	1,186,034	1,011,909	864,125	752,768	6,513,276

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 578,472千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞・期限の利益を喪失した債権等 254,494千円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 経済事業未収金のうち、延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 438,131千円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)						
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金(*1)	84,624,581	818,769	837,054	136,454	194,339	37,203
合 計	84,624,581	818,769	837,054	136,454	194,339	37,203

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

VI. 退職給付に関する注記

1. 退職給付会計に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、財団法人島根県農協役員共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,567,483千円
勤務費用	99,067千円
数理計算上の差異の発生額	4,214千円
退職給付の支払額	△ 54,094千円
期末における退職給付債務	1,616,670千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	933,104千円
期待運用収益	13,063千円
数理計算上の差異の発生額	2,275千円
特定退職共済制度への拠出額	69,203千円
退職給付の支払額	△ 41,080千円
期末における年金資産	976,565千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,616,670千円
特定退職共済制度	△ 976,565千円
未積立退職給付債務	640,105千円
未認識数理計算上の差異	76,953千円
貸借対照表計上額純額	717,058千円
退職給付引当金	717,058千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	99,067千円
期待運用収益	△ 13,063千円
数理計算上の差異の費用処理額	7,056千円
合 計	93,060千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	13.1%
預金	2.4%
共済預け金	84.5%
その他	0.0%

令和 3 年度							令和 4 年度		
(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞・期限の利益を喪失した債権等 274,330千円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。 (*3) 経済事業未収金のうち、延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 423,828千円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。 (5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:千円)							合 計	100.0 %	
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載		
貯金(*1)	82,907,156	750,738	800,956	184,259	134,075	73,210	年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。		
合 計	82,907,156	750,738	800,956	184,259	134,075	73,210	(8) 割引率その他の数理計算差異の計算基礎に関する事項		
(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。								割引率	0.0 %
								長期期待運用収益率	1.4 %
Ⅶ. 退職給付に関する注記							2. 特例業務負担金の将来見込額		
1. 退職給付会計に係る注記							人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金34,571千円を含めて計上しています。		
(1) 採用している退職給付制度の概要							なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、321,893千円となっています。		
職員は退職給付にあたるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあたるため、勸励児島県農協役員共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。							Ⅶ. 税効果会計に関する注記		
(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表							1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳		
期首における退職給付債務 1,752,226千円							繰延税金資産		
勤務費用 108,086千円							貸倒引当金 479,409千円		
数理計算上の差異の発生額 △ 172,650千円							退職給付引当金 479,410千円		
退職給付の支払額 △ 120,179千円							賞与引当金等 49,608千円		
期末における退職給付債務 1,567,483千円							固定資産減損損失 164,907千円		
							その他 102,675千円		
(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表							繰延税金資産小計 687,776千円		
期首における年金資産 938,047千円							評価性引当額 △ 555,666千円		
期待運用収益 13,133千円							繰延税金資産合計(A) 132,110千円		
数理計算上の差異の発生額 △ 43千円							繰延税金負債		
特定退職共済制度への拠出額 68,823千円							資産除去債務に対応する資産 △ 361千円		
退職給付の支払額 △ 86,856千円							繰延税金負債合計(B) △ 361千円		
期末における年金資産 933,104千円							繰延税金資産の純額(A)+(B) 131,749千円		
(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表							2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因		
退職給付債務 1,567,483千円							法定実効税率 27.24 %		
特定退職共済制度 △ 933,104千円							(調整)		
未積立退職給付債務 634,379千円							交際費等永久に損金に算入されない項目 0.81 %		
未認識数理計算上の差異 71,836千円							受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △ 1.60 %		
貸借対照表計上額純額 706,215千円							住民税均等割等 5.44 %		
退職給付引当金 706,215千円							評価性引当金額の増減 △ 5.11 %		
							その他 0.47 %		
(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額							税効果会計適用後の法人税等の負担率 27.25 %		
勤務費用 108,086千円							Ⅷ. 収益認識に関する注記		
期待運用収益 △ 13,133千円							「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。		
数理計算上の差異の費用処理額 4,370千円									
合 計 99,323千円									
(6) 年金資産の主な内訳									
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。									
債券 12.2 %									
預金 4.3 %									
共済預け金 83.5 %									
その他 0.0 %									
合 計 100.0 %									
(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載									
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。									
(8) 割引率その他の数理計算差異の計算基礎に関する事項									
割引率 0.0 %									
長期期待運用収益率 1.4 %									
2. 特例業務負担金の将来見込額									
人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金34,265千円を含めて計上しています。									
なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、362,306千円となっています。									
Ⅷ. 税効果会計に関する注記									
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳									
繰延税金資産									
貸倒引当金 182,321千円									
退職給付引当金 192,373千円									
賞与引当金等 46,496千円									
固定資産減損損失 167,150千円									
その他 105,296千円									
繰延税金資産小計 693,636千円									
評価性引当額 △ 569,260千円									
繰延税金資産合計(A) 124,376千円									

令和 3 年度	令和 4 年度
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する資産	△ 394千円
繰延税金負債合計(B)	△ 394千円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	123,982千円
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.24%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.77%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.21%
住民税均等割等	7.52%
評価性引当金額の増減	0.76%
その他	△ 1.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.04%
Ⅸ. 収益認識に関する注記	
「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。	

5. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和 3 年度	令和 4 年度
1 当期末処分剰余金	227,258,860	260,584,197
2 剰余金処分数額	161,119,631	191,670,043
(1)利益準備金	45,000,000	70,000,000
(2)任意積立金	90,000,000	95,000,000
経営安定対策積立金	60,000,000	50,000,000
地域農業振興積立金	30,000,000	15,000,000
(3)出資配当金	26,119,631	26,670,043
普通出資に対する配当金	26,119,631	26,670,043
3 次期繰越剰余金	66,139,229	68,914,154

(注)

- 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。
令和3年度 1.0% 令和4年度 1.0%
- 任意積立金のうち目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準等は次の通りです。
 - 経営安定対策積立金
 <目的及び取崩基準>
 組合経営の安定及び健全な発展を図ることを目的とし、積立金の取崩額は目標額に達しない場合であっても、次の事象が生じた場合に、理事会の議決によって必要と認められた額を取り崩す。
 - 会計等法制度の変更に伴う支出並びに財務健全化を目的とした支出に充てるため
 - 貸倒引当金繰入ならびに債権等資産の償却及び固定資産の減損処理により、多額の損失が生じた場合
 - 繰延税金資産の取崩により、多額の損失が生じた場合
 <積立目標額>
8億円
 <積立基準>
目標額に達するまで剰余金処分の方法により計画的に積み立てる。
 - 地域農業振興積立金
 <目的及び取崩基準>
 組合員の農業経営安定化を図ることを目的とし、次の事象が発生した場合に、必要と認められた額を理事会の決議により取り崩す。
 - 農産物価格の急激な下落により組合員の収益が大幅に減少した場合
 - 台風等の自然災害や家畜伝染病などの発生により組合員が甚大な損害を被った場合
 - 経済情勢の急変などを起因とする農業生産資材価格の高騰により組合員の収益が大幅に減少した場合
 <積立目標額>
5億円
 <積立基準>
目標額に達するまで剰余金処分の方法により計画的に積み立てる。
 - 生産資材等価格高騰対策事業積立金
 <目的及び取崩基準>
 令和5年度の生産資材等の価格抑制に直接寄与する生産者支援対策を実施することを目的とし、令和5年度の生産者支援対策を実施後に理事会の決議により全額を取崩す。
 <積立目標額>
3千万円
- 次期繰越剰余金には、教育、生活・文化改善の費用に充てるための繰越額が含まれている。
令和3年度 7,000千円 令和4年度 10,000千円

6. 部門別損益計算書（令和4年度）

（単位：千円）

区 分	計	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益①	18,620,124	502,588	534,538	8,500,445	9,054,065	28,488	
事業費用②	14,602,088	177,122	64,266	7,037,128	7,211,189	112,383	
事業総利益③ (①-②)	4,018,036	325,466	470,272	1,463,317	1,842,876	△83,895	
事業管理費④	3,781,892	376,682	288,027	1,126,999	1,771,806	218,378	
（うち減価償却費⑤）	175,006	5,634	4,187	108,778	42,678	13,729	
（うち人件費⑥ [〃] ）	2,704,669	325,057	247,853	765,786	1,196,014	169,959	
うち共通管理費⑥		86,597	74,382	324,839	475,988	31,282	△993,088
（うち減価償却費⑦）		2,585	2,220	9,697	14,209	934	△29,645
（うち人件費⑦ [〃] ）		55,091	47,320	206,654	302,810	19,901	△631,776
事業利益⑧ (③-④)	236,144	△51,216	182,245	336,318	71,070	△302,273	
事業外収益⑨	82,233	5,047	5,011	33,085	36,767	2,323	
うち共通分⑩		4,838	5,011	23,031	28,791	2,323	△63,994
事業外費用⑪	27,686	1,620	1,678	13,971	9,639	778	
うち共通分⑫		1,620	1,678	7,711	9,640	778	△21,427
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	290,690	△47,789	185,578	355,431	98,198	△300,728	
特別利益⑭	104,246	3,874	4,012	61,496	23,054	11,810	
うち共通分⑮		3,874	4,012	18,442	23,054	1,860	△51,242
特別損失⑯	128,944	8,996	9,317	42,826	53,536	14,269	
うち共通分⑰		8,996	9,317	42,826	53,536	4,319	△118,994
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	265,993	△52,911	180,273	374,102	67,716	△303,187	
営農指導事業分配賦額⑲		49,935	55,271	91,987	105,994		
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	265,993	△102,846	125,002	282,115	△38,278		

（注）

1. 共通管理費等及び営農指導の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

（人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割）×平均値

(2) 営農指導事業

均等割（50%）+事業総利益割（50%）

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

（単位：%）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	8.72	7.49	32.71	47.93	3.15	100.0
営農指導事業	16.47	18.23	30.34	34.96		100.0

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当JAの2022年4月1日から2023年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月31日

あまみ農業協同組合

代表理事組合長 窪田 博州

8. 会計監査人の監査

令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同会計監査人の監査組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益(事業収益)	18,223,318	17,631,323	17,297,486	17,554,923	18,620,124
信用事業収益	634,794	568,025	533,336	515,799	502,588
共済事業収益	554,801	545,652	537,941	540,685	534,538
農業関連事業収益	5,897,740	7,219,031	7,526,562	7,546,581	8,500,445
その他事業収益	11,135,983	9,298,615	8,699,647	8,951,858	9,082,553
経常利益	527,155	115,993	175,613	273,722	290,690
当期剰余金	208,669	20,689	119,312	128,747	193,510
出資金 (出資口数)	2,674,380 (2,674,380)	2,713,942 (2,713,942)	2,731,089 (2,731,089)	2,736,651 (2,736,651)	2,816,622 (2,816,622)
純資産額	5,162,205	5,177,815	5,325,766	5,461,430	5,711,763
総資産額	86,054,014	85,327,630	90,469,385	94,847,550	96,494,915
貯金等残高	76,162,894	75,650,827	81,292,438	84,850,394	86,648,401
貸出金残高	11,505,579	12,072,737	11,764,721	11,497,059	11,527,346
有価証券残高	-	-	-	-	-
剰余金配当金額	25,526	12,542	25,756	26,119	26,670
出資配当額	25,526	12,542	25,756	26,119	26,670
事業利用分量配当額	-	-	-	-	-
職員数	717	707	714	694	658
単体自己資本比率	12.90%	12.89%	12.96%	12.85%	13.74%

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用収支	444,551	413,894	△ 30,657
役務取引等収支	36,783	36,675	△ 108
その他信用事業収支	△ 109,320	△ 125,103	△ 15,783
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	481,334 (0.6%)	450,569 (0.6%)	△ 30,765 (-)
事業粗利益 (事業粗利益率)	4,082,296 (4.2%)	4,136,280 (4.1%)	53,984 (△0.1%)
事業純益	344,081	354,388	10,307
実質事業純益	387,913	399,101	11,188
コア事業純益	387,913	399,101	11,188
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	387,913	399,101	11,188

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	75,218,286	448,490	0.60	79,030,181	416,941	0.53
うち預金	63,776,743	264,558	0.41	67,428,647	233,248	0.35
うち有価証券	-	-	-	-	-	-
うち貸出金	11,441,543	183,932	1.61	11,601,534	183,693	1.58
資金調達勘定	80,470,565	3,939	0.00	84,427,425	3,047	0.00
うち貯金・定期積金	80,196,041	2,721	0.00	84,311,720	2,245	0.00
うち借入金	274,524	1,092	0.40	115,705	442	0.38
総資金利ざや	-	-	0.24	-	-	0.18

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回＋経費率)
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円、%)

項目	3年度増減額	4年度増減額
受取利息	△19,953	△31,549
うち預金	△9,163	△31,310
うち有価証券	-	-
うち貸出金	△10,790	△239
支払利息	△5,495	△892
うち貯金・定期積金	△5,669	△476
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	174	△650
差し引き	△14,458	△30,657

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

< 自己査定債務者区分 >

対象債権	信用事業総与信		信用事業以外の与信
	貸出金	その他の債権	
破綻先			
実質破綻先			
破綻懸念先			
要注意先	要管理先		
	その他要注意先		
正常先			

- 破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- 実質破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明な状況であると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者
- 破綻懸念先
現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- 要管理先
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者
 - i 3か月以上延滞債権
 - ii 元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日から起算日として3か月以上延滞している貸出債権
 - iii 貸出条件緩和債権
 経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権
- その他の要注意先
要管理先以外の要注意先に属する債務者
- 正常先
業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

< 金融再生法債権区分 >

信用事業総与信		信用事業以外の与信
貸出金	その他の債権	
破産更正債権及びこれらに準ずる債権		
危険債権		
要管理債権		
正常債権		

- 破産更正債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- 要管理債権
三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）
- 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

< 農協法に基づく開示債権 >

信用事業総与信		信用事業以外の与信
貸出金	その他の債権	
破産更正債権及びこれらに準ずる債権		
危険債権		
3か月以上延滞債権		
貸出条件緩和債権		
正常債権		

- 破産更正債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- 3か月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）
- 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）
- 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

< 農協法に基づく開示債権と金融再生法債権区分 >

信用事業総与信		信用事業以外の与信
貸出金	その他の債権	
破産更正債権及びこれらに準ずる債権		
危険債権		
要管理債権	3か月以上延滞債権	
	貸出条件緩和債権	
正常債権		

- 破産更正債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- 要管理債権
三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）
 - i 3か月以上延滞債権
 - ii 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）
 - iii 貸出条件緩和債権
 債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）
- 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度		増 減
流動性貯金	48,885	(61.0%)	52,617	(62.5%)	3,732
定期性貯金	31,040	(38.7%)	31,429	(37.3%)	389
その他の貯金	215	(0.3%)	193	(0.2%)	△22
計	80,140	(100.0%)	84,239	(100.0%)	4,099
譲渡性貯金	-		-	-	-
合 計	80,140	(100.0%)	84,239	(100.0%)	4,099

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

②定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度		増 減
定期貯金	26,671	(100.0%)	27,609	(100.0%)	938
うち固定金利定期	26,671	(100.0%)	27,609	(100.0%)	938
うち変動金利定期	-	-	-	-	-

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 別	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
手形貸付	750	719	△31
証書貸付	10,065	10,217	152
当座貸越	632	669	37
割引手形	-	-	-
合 計	11,447	11,605	158

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 別	令和 3 年度		令和 4 年度		増 減
固定金利貸出	10,122	(88.0%)	10,112	(87.7%)	△10
変動金利貸出	740	(6.4%)	766	(6.6%)	26
その他	635	(5.5%)	649	(5.6%)	14
合 計	11,497	(100.0%)	11,527	(100.0%)	30

(注)：() 内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高 (単位：百万円)

種 別	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
貯金・定期積金等	319	334	15
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不動産	213	213	-
その他担保	90	96	6
小 計	622	643	21
農業信用基金協会保証	3,900	4,285	385
その他保証	756	805	49
小 計	4,656	5,090	434
信 用	6,219	5,794	△425
合 計	11,497	11,527	30

④債務保証見返額の担保別内訳残高 (単位：百万円)

種 別	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
貯金・定期積金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保	-	-	-
小 計	-	-	-
信 用	-	-	-
合 計	-	-	-

⑤貸出金の使途別内訳残高 (単位：百万円)

種 別	令和 3 年度		令和 4 年度		増 減
設備資金	1,322	(25.5%)	1,296	(26.8%)	△26
運転資金	3,860	(74.5%)	3,537	(73.2%)	△323
合 計	5,182	(100.0%)	4,833	(100.0%)	△349

(注)： () 内は構成比です。

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円)

種 別	令和 3 年度		令和 4 年度		増 減
農 業	1,810	(15.74%)	1,814	(15.74%)	4
林 業	1	(0.01%)	-		△1
水産業	3	(0.03%)	28	(0.24%)	25
製造業	60	(0.52%)	60	(0.52%)	-
建設・不動産業	270	(2.35%)	270	(2.34%)	-
電気・ガス・熱供給水道業	73	(0.63%)	86	(0.75%)	13
運輸・通信業	165	(1.44%)	163	(1.41%)	△2
金融・保険業	31	(0.27%)	36	(0.31%)	5
卸売・小売・サービス業・飲食業	755	(6.57%)	805	(6.98%)	50
地方公共団体	3,588	(31.21%)	3,169	(27.49%)	△419
非営利法人	-		-		-
その他	4,741	(41.24%)	5,096	(44.21%)	355
合 計	11,497	(100.00%)	11,527	(100.00%)	30

(注)：() 内は構成比(貸出全体に対する割合)です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 別	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
農業	2,337	2,432	95
穀作	-	-	-
野菜・園芸	18	19	1
果樹・樹園農業	7	5	△2
工芸作物	283	269	△14
養豚・肉牛・酪農	347	330	△17
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	1,682	1,809	127
農業関連団体等	-	-	-
合計	2,337	2,432	95

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体などに対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は農業者や農業法人等に対する貸付金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 別	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
プロパー資金	1,868	1,951	83
農業制度資金	469	481	12
農業近代化資金	264	313	49
その他制度資金	205	167	△38
合計	2,337	2,432	95

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方体が利子補給を行うことでJAが低金利で融資するもの、③日本政策金融公社が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 別	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
日本政策金融公庫	-	-	-
その他	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 日本政策金融公庫は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：千円)

債権区分	債権額	保全額				
		担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和 3 年度	369,578	85,170	1,208	280,746	367,124
	令和 4 年度	345,725	73,866	1,678	267,205	342,749
危険債権	令和 3 年度	69,131	13,099	500	8,460	22,059
	令和 4 年度	86,260	11,736	19,487	12,317	43,541
要管理債権	令和 3 年度	9,755	-	-	-	-
	令和 4 年度	11,494	1,339	-	-	1,339
三月以上延滞債権	令和 3 年度	7,255	-	-	-	-
	令和 4 年度	9,494	1,339	-	-	1,339
貸出条件緩和債権	令和 3 年度	2,500	-	-	-	-
	令和 4 年度	2,000	-	-	-	-
小 計	令和 3 年度	448,464	98,269	1,708	289,205	389,182
	令和 4 年度	443,479	86,941	21,165	279,522	387,629
正常債権	令和 3 年度	11,072,630				
	令和 4 年度	11,106,352				
合 計	令和 3 年度	11,521,094	98,269	1,708	289,205	389,182
	令和 4 年度	11,549,831	86,941	21,165	279,522	387,629

(注)①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

②危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

③要管理債権

④「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と⑤「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

④三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

⑤貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑥正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和3年度					令和 4 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	47,870	43,832	-	47,870	43,832	43,832	44,713	-	43,831	44,713
個別貸倒引当金	729,080	656,974	19,529	705,451	661,074	661,074	650,928	3,371	653,259	655,373
合 計	776,950	700,806	19,529	753,321	704,906	704,906	695,641	3,371	697,090	700,086

⑪貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和 4 年度
貸出金償却額	13,613	3,350

(3) 国内為替取扱実績

(単位：千件,千円)

種 類		令和3年度		令和 4 年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件 数	242	126	251	133
	金 額	83,615,129	101,080,807	81,783,719	99,182,539
代金取立為替	件 数	-	-	-	-
	金 額	825	12,358	13,515	779
雑為替	件 数	3	7	3	7
	金 額	3,144,724	4,816,425	3,036,926	3,718,588
合 計	件 数	245	133	254	140
	金 額	86,760,678	105,909,590	84,834,160	102,901,906

(4) 有価証券に関する指標

該当する取引はありません。

(5) 有価証券等の時価情報等

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(補足説明)

○下記は、業務報告書様式を参考とした例示。

○令和4年4月実施の仕組改訂により新設された認知症共済と農業者賠償責任共済を追加。

なお、農業者賠償責任共済は賠償責任共済に含めて計上されている。

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
終身共済	117,759	4,736,456	88,190	4,474,005
定期生命共済	3,000	20,800	1,300	22,600
養老生命共済	76,575	3,264,209	65,923	3,034,506
うちこども共済	24,270	478,789	26,030	475,379
医療共済	1,600	50,965	2,880	48,695
がん共済	-	39,950	-	38,850
定期医療共済	-	56,010	-	53,610
介護共済	741	11,724	245	11,969
認知症共済	-	-	-	-
生活保障共済	-	-	-	-
年金共済	1,372	114,731	1,319	110,418
建物更生共済	1,504,078	18,175,383	965,650	18,276,453
合 計	1,705,125	26,470,228	1,125,507	26,071,106

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額

生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む)を記載しています。

(補足説明)

○生活障害共済、特定重度疾病共済、認知症共済には死亡保障がないことから、(1)には記載せず、後掲(3)に記載する。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	1,020	358,597	420	327,180
がん共済	2,344	70,470	3,342	71,470
定期医療共済	-	16,600	-	15,500
合 計	3,364	445,667	3,762	414,150

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済金額保有高 (単位：万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	780	11,724	1,300	11,969
認知症共済	-	-	8,450	8,450
生活障害共済 (一時金型)	1,000	4,100	-	3,100
生活障害共済 (定期年金型)	-	2,500	-	2,500
特定重度疾病共済	2,100	11,390	500	10,390

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高 (単位：万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	1,372	67,174	1,319	63,429
年金開始後	-	47,557	-	46,989
合 計	1,372	114,731	1,319	110,418

(注)金額は、年金年額を表示しています。

(5) 短期共済新契約高 (単位：金額=万円, 掛金=千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火災共済	603	5,223	575	4,926
自動車共済		358,907		365,678
傷害共済	2,840	3,290	4,274	3,675
団体定期生命共済	-			
定額定期生命共済	-			
賠償責任共済		321		338
自賠責共済		119,891		117,280
合 計		487,632		491,897

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(補足説明)

- 下記は、業務報告書様式を参考とした例示。
- 収益認識基準の適用に伴い、代理人取引については損益計算書に原則として純額で手数料として計上されている。業務報告書の事業別の明細においては、買取購買品取扱実績等の記載にあたって、代理人取引として損益計算書に純額で手数料を計上したものであっても総額で記載することとされている（総合監督指針）。このため、本様式例においても、業務報告書と同様に代理人取引を総額で記載することとした。
- ただし、損益計算書との整合性を重視し、代理人取引を純額で手数料として記載することも差し支えない。代理人取引を総額で記載しているのか、純額で記載しているのかについては、その旨注意書きを記載することが望ましい。
- なお、項目は任意であり、記載例の項目の他、業務報告書と同様に、受託購買品に「受入高」や「手数料」、の項目を開示したり、買取購買品に「受入高」や「供給原価」、「粗収益」、代理人取引として計上した「手数料」を開示することも考えられる。

(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
肥 料	1,640,639	303,791	2,072,597	420,448
農 薬	739,932	99,033	676,794	81,637
飼 料	2,470,403	292,350	3,010,558	372,587
農業機械	1,534,700	155,489	1,551,860	139,144
そ の 他	953,393	147,465	964,377	139,518
合 計	7,339,067	998,128	8,276,186	1,153,334

(補足説明)

- JAの実情に応じて「種類」欄に記載する。
- (注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。
- (注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 受託販売取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和 4 年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
さとうきび	2,626,552	140,829	2,762,386	133,959
野 菜	4,107,647	108,122	3,529,207	94,072
果 樹	72,424	2,207	94,882	2,846
花き・花木	313,198	7,202	294,785	7,288
畜 産 物	10,751,304	202,038	9,441,015	178,572
そ の 他	17,884	726	15,444	569
合 計	17,889,009	461,124	16,137,719	417,306

(補足説明)

○ J A の実情に応じて「種類」を記載する。

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(3) 保管事業取扱実績

該当する取引はありません。

(4) 利用事業取扱高

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和 4 年度
収 益	406,979	408,161
費 用	171,815	178,221
差 引	235,164	229,940

(5) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和 4 年度
収 益	69,285	77,612
費 用	42,812	47,527
差 引	26,473	30,085

4. 生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和 4 年度	
	供給高	粗収益 (手数料)	供給高	粗収益 (手数料)
食 品	6,590,900	1,192,663	6,726,732	1,222,882
衣 料 品	131,946	37,570	131,412	37,504
燃 料	719,185	140,982	730,565	151,679
ガス (ガス器具含む)	308,868	156,055	316,235	159,313
自動車	-	-	-	-
そ の 他	1,140,486	88,371	1,160,626	258,893
合 計	8,891,385	1,615,641	9,065,570	1,830,271

(注) 当期供給高は総額記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

(2) 介護事業取扱実績

該当する取引はありません。

5. 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和 4 年度
収 入	指導補助金	9,156	2,912
	賦課金徴収	-	-
	実費収入	31,888	25,576
	計	41,044	28,488
支 出	営農改善費	114,367	100,211
	生活文化事業費	11,880	12,172
	計	126,247	112,383
差 引		△85,203	△83,895

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
総資産経常利益率	0.2%	0.3%	0.1%
資本経常利益率	5.1%	5.3%	0.2%
総資産当期純利益率	0.1%	0.2%	0.1%
資本当期純利益率	2.4%	3.5%	1.1%

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返りを除く)平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和 2 年度	令和 4 年度	増 減
貯貸率	期 末	14.5%	13.3%	△1.2%
	期中平均	15.3%	13.8%	△1.5%
貯証率	期 末	-	-	-
	期中平均	-	-	-

- (注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

(補足説明)

○貯金の2事業年度における主要な業務の状況を示す指標を記載する(農協法施工規則)。

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合資本の額	4,980,690	5,231,409
うち、出資金及び資本準備金の額	2,736,215	2,816,186
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	2,312,695	2,481,020
うち、外部流出予定額(△)	26,120	26,670
うち、上記以外に該当するものの額	△ 42,100	△ 39,127
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	43,831	44,713
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	43,831	44,713
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回转会出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	57,322	28,602
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	5,081,843	5,304,724
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	20,016	9,549
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	20,016	9,549
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-

項目	令和3年度	令和4年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本にかかる調整項目の額 (ロ)	20,016	9,549
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	5,061,827	5,295,175
リスクアセット等		
信用リスクアセットの額の合計額	31,774,316	30,961,631
うち、経過措置によりリスクアセットの額に算入される額の合計額	636,903	635,609
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	636,903	635,609
うち上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	7,616,579	7,563,570
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナルリスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	39,390,895	38,525,201
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	12.85%	13.74%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断する為の基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

	令和3年度			令和4年度		
	エスクポージャーの 期末残高	リスク・アセ ット額 a	所要自己資本 額 b=a×4%	エスクポージャーの 期末残高	リスク・アセ ット額 a	所要自己資本 額 b=a×4%
現金	1,744,212	-	-	1,938,017	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行 向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向 け	-	-	-	-	-	-
国債決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,804,462	-	-	4,838,400	-	-
外国の中央政府等以外の公共部 門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	1,382,688	138,269	5,531	1,539,566	153,957	6,158
地方三公社向け	22	4	-	539	108	4
金融機関及び第一種金融商品取 引業者向け	68,714,931	13,742,986	549,719	69,631,556	13,926,311	557,052
法人等向け	330,481	130,239	5,210	321,180	122,924	4,917
中小企業等向け及び個人向け	2,276,161	1,593,833	63,753	2,353,495	1,645,094	65,804
抵当権付住宅ローン	241,204	83,676	3,347	214,759	74,320	2,973
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	866,533	283,152	11,326	924,706	346,141	13,846
取立未決済手形	△ 3,234	-	-	△ 393	-	-
信用保証協会等保証付	3,885,684	381,233	15,249	4,259,028	420,032	16,801
株式会社地域経済活性化支援機 構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	370	-	-	-	-	-
出資等	659,014	659,014	26,361	656,807	656,807	26,272
（うち出資等のエスクポージャー）	659,014	659,014	26,361	656,807	656,807	26,272
（うち重要な出資のエスクポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	10,889,042	14,125,007	565,000	9,746,408	12,980,327	519,213
（うち他の金融機関等の対 象資本等調達手段のうち対 象普通出資等及びその他外 部T L A C 関連調達手段に 該当するもの以外のものに 係るエスクポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫又は農 業協同組合連合会の対象資 本調達手段に係るエクス ポージャー）	2,174,280	5,435,700	217,428	2,174,280	5,435,700	217,428
（うち特定項目のうち調整 項目に算入されない部分に 係るエスクポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決権を 保有していない他の金融機 関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に 係るエスクポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関 等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエ スクポージャー）	-	-	-	-	-	-

(うち上記以外のエクスポージャー)	8,714,762	8,689,307	347,572	7,572,128	7,544,627	301,785
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	636,903	636,903	25,476	635,609	635,609	25,424
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	95,428,473	31,774,316	1,270,972	97,059,677	30,961,630	1,238,464
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	95,428,473	31,774,316	1,270,972	97,059,677	30,961,630	1,238,464
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
<基本的手法>	a		$b=a \times 4\%$	a		$b=a \times 4\%$
		7,616,579	304,663		7,563,570	302,543
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	a	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	a	所要自己資本額
		39,390,895	$b=a \times 4\%$		38,525,201	$b=a \times 4\%$
			1,575,636			1,541,008

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y' s)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス社(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		令和 3 年度					令和 4 年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内		94,774,790	10,970,269	-	-	866,533	96,414,911	11,550,357	-	-	924,706
国外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		94,774,790	10,970,269	-	-	866,533	96,414,911	11,550,357	-	-	924,706
法人	農業	76,478	67,706	-	-	-	107,331	107,331	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	12,791	12,791	-	-	-	13,653	13,653	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	105,808	105,808	-	-	-	101,606	101,606	-	-	-
	金融・保険業	68,712,719	-	-	-	-	69,629,344	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	4,492	4,492	-	-	-	3,212	3,212	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	3,552,915	3,552,915	-	-	-	3,137,721	3,137,721	-	-	-
	その他	3,147,640	314,346	-	-	-	3,184,045	352,958	-	-	-
個人	7,453,198	6,912,211	-	-	381,835	7,832,951	7,832,951	-	-	374,568	
その他	11,708,749	-	-	-	484,698	12,405,047	925	-	-	550,138	
業種別残高計		94,774,790	10,970,269	-	-	866,533	96,414,910	11,550,357	-	-	924,706
1年以下		59,836,348	1,069,570	-	-	/	69,221,020	1,294,423	-	-	/
1年超3年以下		847,802	847,319	-	-	/	788,894	788,894	-	-	/
3年超5年以下		975,405	975,405	-	-	/	1,068,363	1,068,363	-	-	/
5年超7年以下		3,013,927	1,311,179	-	-	/	2,965,451	1,262,703	-	-	/
7年超10年以下		1,604,678	1,604,678	-	-	/	1,430,922	1,430,922	-	-	/
10年超		4,853,500	4,853,500	-	-	/	5,205,516	5,205,516	-	-	/
期限の定めのないもの		23,643,130	308,618	-	-	/	15,734,744	499,536	-	-	/
残存期間別残高計		94,774,790	10,970,269	-	-	/	96,414,910	11,550,357	-	-	/

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区分	令和 3 年度					令和 4 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	47,870	43,832	-	47,870	43,832	43,832	44,713	-	43,832	44,713
個別貸倒引当金	729,080	656,974	19,529	705,451	661,074	661,074	650,929	3,371	653,259	655,373

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区分	令和 3 年度						令和 4 年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	729,080	656,974	19,529	705,451	661,074	-	661,074	650,929	3,371	653,259	655,373	-	
外国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別計	729,080	656,974	19,529	705,451	661,074	-	661,074	650,929	3,371	653,259	655,373	-	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	729,080	656,974	19,529	705,451	661,074	7,574	661,074	650,929	3,371	653,259	655,373	550	
業種別計	729,080	656,974	19,529	705,451	661,074	7,574	661,074	650,929	3,371	653,259	655,373	550	

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和 3 年度			令和 4 年度		
		各付あり	各付なし	計	各付あり	各付なし	計
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウエイト 0%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト 10%	-	519,501	519,501	-	573,988	573,988
	リスク・ウエイト 20%	-	13,742,991	13,742,991	-	13,926,419	13,926,419
	リスク・ウエイト 35%	-	83,676	83,676	-	74,320	74,320
	リスク・ウエイト 50%	-	15,420	15,420	-	12,526	12,526
	リスク・ウエイト 75%	-	1,593,833	1,593,833	-	1,645,094	1,645,094
	リスク・ウエイト100%	-	10,129,768	10,129,768	-	9,038,279	9,038,279
	リスク・ウエイト150%	-	253,427	253,427	-	255,304	255,304
	リスク・ウエイト250%	-	5,435,700	5,435,700	-	5,435,700	5,435,700
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計	-	31,774,316	31,774,316	-	30,961,630	30,961,630	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポーザーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポーザーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約する貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポーザー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポーザーの額 (単位：千円)

区分	令和 3 年度			令和 4 年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び証券会社向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	200,118	-	-	194,898	-	-
中小企業等向け及び個人向け	7,626	-	-	9,088	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	207,744	-	-	203,986	-	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和 3 年度		令和 4 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	2,833,294	2,833,294	2,831,087	2,831,087
合計	2,833,294	2,833,294	2,831,087	2,831,087

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和 3 年度			令和 4 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

令和 3 年度		令和 4 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和 3 年度		令和 4 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和 3 年度	令和 4 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用

しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、平均残存期間の短期化によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点）
特段ありません。

②金利リスクに関する事項

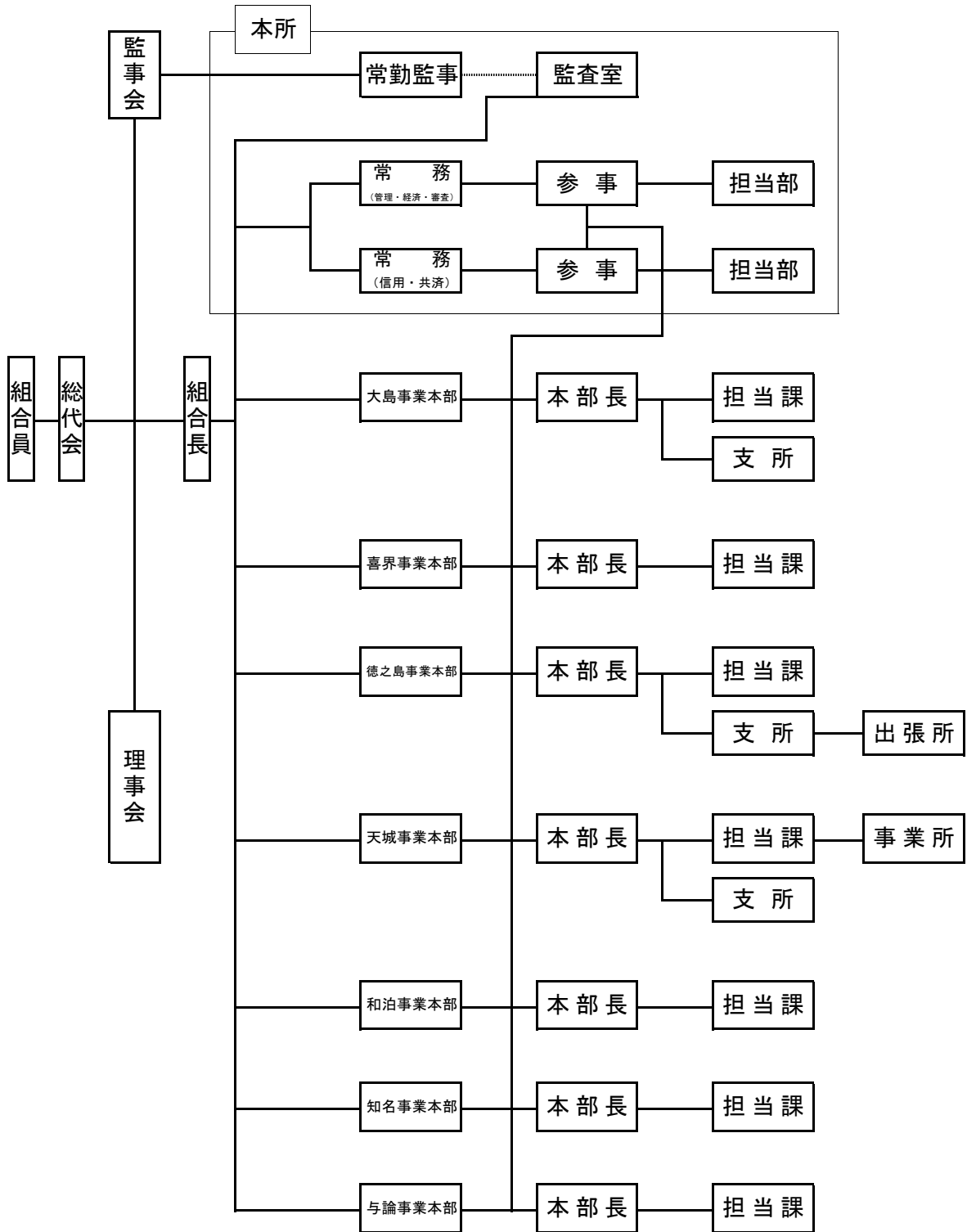
(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	-	-	21	24
2	下方パラレルシフト	-	-	-	-
3	スティーブ化	75	83		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	16	-		
7	最大値	75	83	21	24
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,062		4,962	

J A の 概 要

【JAの概要】

1. 機構図 (2023年7月31日現在)



2. 役員構成

令和5年7月31日現在

役 職	氏 名	役 職	氏 名
代表理事組合長	窪田 博州	理 事	當 絹枝
常 務 理 事	竹下 敏也	〃	佐々木 純哲
〃	山下 真孝	〃	森 晃
統 括 理 事	藏 正	〃	前田 棟彦
〃	源久 幸一	〃	森 繁信
〃	平山 正也	代 表 監 事	永野 清武
〃	上岡 重満	常勤監事(員外監事)	池端 良昭
〃	山下 元達	監 事	政 一成
〃	福 茂治	〃	榮 哲治
〃	山口 利光	〃	福 鋭山
理 事	師玉 敏代	〃	操 喜加二
〃	泉 義昭	〃	中瀬 秀治
〃	栄 常光	〃	竹村 繁範

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（2023年7月現在） 所在地 東京都港区芝5-29-11

4. 組合員数（令和5年3月31日現在）

(単位：人、団体)

区 分	令和3年度	令和4年度	増減
正 組 合 員	9,231	8,916	△315
個 人	9,144	8,829	△315
法 人	87	87	-
准 組 合 員	8,562	8,712	150
個 人	8,346	8,484	138
法 人	216	228	12
合 計	17,793	17,628	△165

5. 組合員組織の状況

(単位:人)

組 織 名		構 成 員 数	組 織 名		構 成 員 数	
本 所	J Aあまみ女性部連絡協議会	— 名	徳 之 島	年金友の会徳之島支部	854 名	
	J Aあまみ青壮年部協議会	— 名		徳之島青色申告会	98 名	
	J Aあまみさとうきび部会連絡会	— 名		徳之島青年部	32 名	
	J Aあまみ野菜部会連絡会	— 名		徳之島地区果樹部会	207 名	
大 島	奄美市果樹部会	141 名	天 城	天城地区園芸部会	373 名	
	北大島肉用牛部会	41 名		天城町肉用牛振興会	4,480 名	
	奄美市野菜部会	27 名		天城地区さとうきび部会	866 名	
	大和村果樹振興会	102 名		年金友の会天城支部	547 名	
	宇検支所野菜部会	6 名		天城女性部	367 名	
	宇検支所果樹部会	56 名		天城青色申告会	73 名	
	瀬戸内支所野菜部会	12 名		青年部天城支部	11 名	
	瀬戸内支所果樹部会	91 名	和 泊	和泊園芸振興会	364 名	
	瀬戸内支所さとうきび部会	4 名		和泊町和牛振興会	149 名	
	瀬戸内支所花き部会	2 名		和泊花卉部会	13 名	
	瀬戸内支所肉用牛部会	16 名		和泊女性部	16 名	
	瀬戸内支所養豚部会	2 名		青壮年部和泊支部	15 名	
	龍郷支所果樹部会	59 名		和泊地区さとうきび部会	496 名	
	龍郷支所かぼちゃ部会	25 名		年金友の会和泊支部	785 名	
	龍郷支所さとうきび部会	59 名		和泊青色申告会	134 名	
	奄美市さとうきび部会	326 名		知 名	知名地区さとうきび部会	551 名
	年金友の会大島支部	846 名			知名青壮年部	42 名
	大島女性部	53 名			知名事業本部園芸振興会	302 名
	大島農業青色申告会	28 名			知名町畜産振興会	51 名
	喜 界	喜界地区さとうきび部会		493 名	名	年金友の会知名支部
喜界地区園芸振興会		110 名	知名町花卉振興会	56 名		
喜界青色申告会		181 名	青色申告会	83 名		
年金友の会喜界支部		576 名	知名女性部	121 名		
和牛改良組合		54 名	与 論	与論町和牛改良組合	266 名	
喜界青壮年部		18 名		与論町花卉振興会	10 名	
喜界女性部		54 名		与論町野菜振興会	188 名	
喜界協力員会		37 名		農業青色申告会	35 名	
徳 之 島	徳之島地区さとうきび部会	1,840 名	論	与論地区さとうきび部会	599 名	
	ハーベスタ運営連絡協議会	68 名		与論女性部	245 名	
	徳之島地区野菜部会	500 名		与論町豊年祭典奉賛会	島内一円	
	徳之島花き部会	4 名		年金友の会与論支部	823 名	
	徳之島女性部	363 名		さとうきび価格対策協議会	599 名	
	伊仙町肉用牛振興会	544 名		青年部与論支部	13 名	
	徳之島町肉用牛振興会	270 名				

※当 J A の組合員組織を記載しています

6. 特定信用事業代理業者の状況

信用事業に関する代理業者はありません。

7. 地区一覧

この組合の地区は、奄美市・大島郡の区域になります。

8. 沿革・あゆみ

平成17年11月	J A奄美・J A喜界町・J A徳之島・J A天城町・J A和泊町・ J A知名町・J A与論町の7 J A合併予備契約調印式
平成17年12月	J A奄美・J A喜界町・J A徳之島・J A天城町・J A和泊町・ J A知名町・J A与論町の臨時総会で合併承認
平成18年 4月	新生「J Aあまみ」開業式
平成18年 4月	J A貯金445億円
平成18年 9月	喜界事業本部指定金融機関業務開始
平成19年 1月	喜界事業本部事務所・Aコープ喜界店 新築移転落成
平成19年 1月	天城事業本部バレイショ選果場 落成式
平成19年 3月	大島事業本部住用支所 信用業務廃止
平成19年 5月	笠利町畜産活性化施設 落成式
平成20年 2月	和泊事業本部バレイショ選果施設 落成式
平成20年10月	和泊事業本部女性部 設立
平成20年11月	徳之島事業本部法要会館 落成
平成20年11月	Aコープ徳之島店 リニューアルオープン
平成21年 7月	天城事業本部ルミエール天城葬祭場 開業
平成22年 1月	徳之島事業本部バレイショ選果機 落成式
平成22年 3月	与論事業本部給油所 リニューアルオープン
平成22年 9月	伊仙町指定金融機関 業務開始
平成22年10月	徳之島町指定金融機関 業務開始
平成23年 6月	徳之島中央家畜市場 落成式
平成23年10月	喜界セリ市場 落成式
平成23年12月	J Aあまみ徳之島青年部 設立
平成23年12月	Aコープ天城店 リニューアルオープン
平成24年 2月	ルミエールおきえらぶ 落成式
平成24年12月	Aコープ和泊店 リニューアルオープン
平成24年12月	徳之島事業本部J A直売所「ゆていもーれ」 落成式
平成24年12月	与論事業本部家畜セリ市場繫留施設 竣工式
平成25年 2月	知名事業本部バレイショ選果機 落成式
平成25年 4月	ルミエール奄美龍郷斎場 落成式

平成25年 8月 大島事業本部女性部 設立
 平成25年10月 総合ポイントカード「J ADDOカード」制度の導入(県下)
 平成25年12月 喜界事業本部女性部 設立
 平成25年12月 Aコープ与論店 リニューアルオープン
 平成26年 1月 JAあまみ女性部連絡協議会 設立
 平成26年 5月 JAあまみ青壮年部協議会 設立
 平成26年 5月 Aコープ伊仙店 新設オープン
 平成27年 4月 JAあまみ本所 移転
 平成27年 4月 JAよろん会館 新設オープン
 平成27年12月 Aコープ知名店 リニューアルオープン
 平成29年11月 青年部天城支部 設立
 平成29年12月 喜界青壮年部 設立

9. 店舗等のご案内

支所名	住所	電話番号	CD/ATM 設置台数
本 所	奄美市名瀬小浜町19-2	0997-57-1111	2台
瀬戸内支所	大島郡瀬戸内町古仁屋大湊5	0997-72-1141	2台
龍郷支所	大島郡龍郷町瀬留975-1	0997-62-2017	1台
笠利支所	奄美市笠利町里796-1	0997-63-1611	1台
喜界支所	大島郡喜界町湾60-2	0997-65-0003	3台
徳之島支所	大島郡徳之島町亀津7122番地の1	0997-82-1151	3台
東天城支所	大島郡徳之島町花徳2117	0997-84-0077	1台
伊仙支所	大島郡伊仙町伊仙2558-1	0997-86-2131	2台
天城支所	大島郡天城町天城459番地の1	0997-85-4111	4台
和泊支所	大島郡和泊町和泊578番地1	0997-92-1221	3台
知名支所	大島郡知名町瀬利覚2117番地	0997-93-2155	3台
与論支所	大島郡与論町茶花64番地	0997-97-3121	3台

法定開示項目掲載ページ一覧（農業協同組合施行規則 第204条関係）

開示項目	ページ	開示項目	ページ
● 概況及び組織に関する事項		・ 担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額	50
○ 業務の運営の組織	75	・ 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	50
○ 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	76	・ 主要な農業関係の貸出実績	51
○ 会計監査人設置組合にあつては、会計監査人の氏名又は名称	76	・ 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	51
○ 事務所の名称及び所在地	79	・ 貯蓄率の期末値及び期中平均値	60
○ 特定信用事業代理業者に関する事項	78	◇ 有価証券に関する指標	
● 主要な業務の内容		・ 商品有価証券の種類別（商品国際、商品地方債、商品政府保証債及びその他商品有価証券の区分をいう。）の平均残高	54
○ 主要な業務の内容	19～27	・ 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高	54
● 主要な業務に関する事項		・ 有価証券の種類別の平均残高	54
○ 直近の事業年度における事業の概況	6	・ 貯蓄率の期末値及び期中平均値	60
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況		● 業務の運営に関する事項	
・ 経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	46	○ リスク管理の体制	10～11
・ 経常利益又は経常損失	46	○ 法令遵守の体制	12～17
・ 当期剰余金又は当期損失金	46	○ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	7～9
・ 出資金及び出資口数	46	○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	17
・ 純資産額	46	● 組合の直近の2事業年度における財産の状況	
・ 総資産額	46	○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	29～32
・ 貯金等残高	46	○ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	43
・ 貸出金残高	46	・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	52
・ 有価証券残高	46	・ 危険債権	52
・ 単体自己資本比率	46	・ 三月以上延滞債権	52
・ 剰余金の配当の金額	46	・ 貸出条件緩和債権	52
・ 職員数	46	・ 正常債権	
○ 直近の2事業年度における事業の概況		○ 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	53
◇ 主要な業務の状況を示す指標		○ 自己資本の充実の状況	61～73
・ 事業粗利益及び事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	46	○ 次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価損益	
・ 事業運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	46	・ 有価証券	54
・ 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、回利及び総資産利ざや	47	○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	54
・ 受取利息及び支払利息の増減	47	○ 貸出金償却の額	54
・ 総資産経常利益率及び資本経常利益率	60	○ 会計監査人設置にあつては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	45
・ 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	60		
◇ 貯金に関する指標			
・ 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	49		
・ 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	49		
◇ 貸出金等に関する指標			
・ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	49		
・ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	49		

自己資本の充実の状況に関する開示項目

「農業協同組合等の自己資本の充実の状況等について開示事項」に基づく開示項目

● 単体における事業年度の開示事項	ページ
○ 自己資本の構成に関する開示項目	
○ 定期的開示項目	
・ 自己資本調達手段の概要	18
・ 組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	18
・ 信用リスクに関する事項	10～11,65
・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	69～70
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	70
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	70
・ オペレーショナル・リスクに関する事項	11
・ 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	70～71
・ 金利リスクに関する事項	72～73
○ 定量的開示事項	
・ 自己資本の充実度に関する事項	63～64
・ 信用リスクに関する事項	65～68
・ 信用リスク削減手法に関する事項	69
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	70
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	70
・ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	70～71
・ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	71
・ 金利リスクに関する事項	72～73